

規制の特例措置の実施状況に関する調査  
－平成 17 年度上半期－  
(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)  
結果報告書

平成 17 年 6 月

総務省行政評価局

# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 調査結果の概要	2
2 規制の特例措置別の調査結果	7
〔文部科学省〕	
(1) 824 高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	8
(2) 825 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置 する場合における教員配置の弾力化事業	12
(3) 826 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT等の活用による学習機会拡大事業	16
(4) 832 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎 等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	21
〔厚生労働省〕	
(1) 925 日額単位を適用した施設訓練等支援事業	26
(2) 926 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	31
〔経済産業省〕	
(1) 1130 オートレース小規模場外車券発売施設事業	35
〔国土交通省〕	
(1) 1205(1214) 重量物輸送効率化事業	39
(2) 1215 地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	45
(3) 1217 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人 貸渡しシステム可能化事業	51
〔環境省〕	
(1) 1306 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	57

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、特区としての利用が低調となっている原因・理由等について調査を行い、本部評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

## 2 対象機関等

### （1）調査対象機関

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

### （2）関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

### （3）調査対象特例措置

平成15年6月に行われた規制の特例措置の第3次提案募集及び同年11月に行われた第4次提案募集の結果に基づき認められた特例措置のうち、17年4月末現在において、特区としての利用がない5措置及び利用数が1ないし3である6措置の計11措置。

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

## 4 調査の実施方法

行政評価局及び管区行政評価局が、調査対象の特例措置について、①当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体、事業者等、②当該特例措置を適用した特区計画の認定を受けた地方公共団体、関係事業者等を実地に調査。

## 5 実施時期

平成17年4月～5月

## 第2 調査結果

### 1 調査結果の概要

#### (1) 調査対象とした規制の特例措置

規制の特例措置（以下「特例措置」という。）の第3次提案募集（平成15年6月）及び第4次提案募集（同年11月）の結果に基づき認められた27措置のうち、17年4月末現在、特区としての利用がないものは5措置、利用数が1ないし3であるものは6措置あり、これら計11措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特例措置名	提案数	利用数
文部科学省	824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	1	0
	825	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業	2	0
	826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	1	0 (1)
	832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	1	1
厚生労働省	925	日額単位を適用した施設訓練等支援事業	1	2
	926	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	1	2
経済産業省	1130	オートレース小規模場外車券販売施設事業	1	0
国土交通省	1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	1	1
	1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	1	3
	1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業	1	3 (2)
環境省	1306	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	1	0

(注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体等の共同提案による場合は1とする。）を計上している。

2 「利用数」には、当該特例措置を利用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。

3 利用数は、平成17年4月末現在のものであるが、第8回認定申請（17年5月）において認定申請が行われた数を（ ）内に記した。

## (2) 特区としての利用が低調となっている主な原因・理由等

今回、特区としての利用が低調となっている 11 特例措置について、その原因・理由等を調査した結果、以下のとおり、①特例措置の要件を満たすことができる者が限られることや特例措置の内容が提案した内容と異なっていることなど特例措置の内容等を理由としているもの（3 措置）、②実施主体側の事情を理由としているもの（7 措置）、③特例措置の利用が見込まれるもの（1 措置）に整理される（一つの特例措置について複数の原因・理由等がある場合、その主な原因・理由等について整理）。

**ア 特例措置の要件を満たすことができる者が限られることや特例措置の内容が提案した内容と異なっていることなど特例措置の内容等を理由としているもの（3 措置）**

### 825 「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」（利用数：0）

- ・ 本特例措置は、特例措置 817 「学校設置非営利法人による学校設置事業」の利用を前提としているが、特例措置 817 の利用実績がないため、本特例措置の利用実績はない。平成 16 年度下半期に実施した特例措置 817 に関する調査では、この措置の利用がない主な理由について、NPO 法人は、NPO 法人設置の学校は私学助成の対象とならないからであるとしており、今回の調査でも同様の理由が挙げられた。

また、本特例措置 825 の提案を行った NPO 法人は、提案内容（フリースクールでの指導実績のある者等に対する教員の特別免許状の授与要件の緩和）と本特例措置の内容は大きく異なっており、本特例措置を利用しても、提案した内容は実現できないとしている。

### 1205(1214) 「重量物輸送効率化事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない理由について、関係者は、①橋等これらに類する構造の道路の通行が認められていないため輸送経路が限定されること、②平成 15 年 10 月の規制緩和により、特殊車両通行許可において連結車両総重量 44t（トン）、保安基準においてセミトレーラ総重量（トラクタを除く。）36t までは分割可能貨物の輸送が橋等の通行を含め可能となり、特例措置を利用するメリットが減少したこと、③重量物輸送の需要が少ないため、エアサスペンションの装着や大型車両の購入等の設備投資とタイミングが合致しない、また、設備投資に見合うメリットが見込まれないことによるとしている。

### 1215 「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業」（利用数：3）

- ・ 本特例措置の利用が少ない理由について、NPO 法人では、NPO 法人等が空き家の賃貸情報提供等を行うことについて、地方公共団体が取引動向等一定の要件のもと、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとされたが、NPO 法人等が、宅地建物取引業免許を取得しないで空き家の賃貸借のあっせん・仲介を行うことは認められず、事業の効果が上がらないとしている。また、NPO 法人等が賃貸事業を行うためには、事業資金が必要であるが資金力に乏しく実施が難しいとしている。

## イ 実施主体側の事情を理由としているもの（7措置）

### 824 「高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業」（利用数：0）

- ・ 年間必要単位数が 30 単位を超える高等学校について調査した中では、今後、本特例措置を利用したいとする高等学校が 1 校みられたものの、その外は、留学する生徒に対しては、学校長の裁量で進級を認める、あるいは、卒業に必要な単位数を減らす等、現行の認定単位数（30 単位）で進級・卒業が可能となる措置を講じており、本特例措置を活用する予定はないとしている。

### 826 「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業」（利用数：0）

- ・ 調査した高等学校のほとんどが、①通学を基本とする全日制課程に通信制課程の学習方式を導入することは全日制課程の趣旨になじまない、②全日制課程で通信教育を行うためのノウハウがなく、また、現在の全日制課程の教員に加えて個別指導のための教員の確保等の負担が大きいことを理由として、本特例措置を活用する予定はないとしている。

### 832 「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない理由について、調査した大学等では、本特例措置を利用すれば、大学等を新設する場合には校舎等の施設に関する大学設置基準等を満たす必要がないメリットはあるが、インターネット等のみを用いて授業を行う大学等は経営的に成り立つ見通しが必ずしも立たないことから利用が少ないとしている。また、既に通信制教育でインターネットでの授業を行っている大学等では、①既に設置した校舎等があること、②実習などインターネットを用いた授業に適さない授業があること、③教材の作成、システムのメンテナンス等の負担があること、④学生の学習意欲の継続が懸念されることを挙げており、本特例措置を活用する具体的な予定はないとしている。

### 925 「月額単位を適用した施設訓練等支援事業」（利用数：2）

- ・ 本特例措置の利用が少ない理由について、関係者は、①本特例措置を適用する要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整や在宅生活を含む個人ごとの支援計画の作成を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、また、②本特例措置の利用により、施設が入所者につき月額単位で受け取っていた支援費から、入所者が他の施設を月額で利用した分が差し引かれるなど、施設の収入が減ると見込まれること、③市町村や事業者の事務負担が増加することによるとしている。

### 926 「月額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業」（利用数：2）

- ・ 本特例措置の利用が少ない理由について、関係者は、①本特例措置を適用する要件として、月額単位での利用者と日単位での利用者の居室をあらかじめ別にする必要があるが、居

室に余裕が少なく難しいこと、②要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、③日額利用者を受け入れた場合、施設ではコストに見合った収入が見込まれないこと、④市町村や事業者の事務負担が増加することよるとしている。

#### 1130「オートレース小規模場外車券販売施設事業」（利用数：0）

- ・ 本特例措置に係る特区認定がない理由について、全国のオートレース施行者8地方公共団体のうち、調査した7団体では、多くのオートレース事業で経営が悪化し、事業の見直しが行われている中で、新たな投資を必要とする施設の設置は財政的に難しく、また、設置の投資に見合う収入が得られるのか分からないためとしている。

#### 1306「地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業」（利用数：0）

- ・ 本特例措置に係る特区認定がない理由について、関係者は、①事業の実施について地域住民の理解を得ることが難しいこと、②地中空間の要件（周辺の土地が地中空間の埋立てを行う上で構造上問題がない、埋め立てた溶融スラグによる地下水汚染のおそれがない等）により、埋立て可能な地中空間が限定されたことよるとしている。

### ウ 今後、特例措置の利用の増加が見込まれるもの（1措置）

#### 1217「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業」（利用数：3）

- ・ 本特例措置を利用した特区計画の認定は3件であるが、特区計画の第8次認定申請（平成17年5月）において、新たに2件の申請があり、本特例措置の利用の増加が見込まれる。

なお、本特例措置に係る提案を行った事業者が本特例措置を利用していない理由は、当該提案は将来の事業展開における活用に備えたものであり、具体的な事業での利用を想定したものでなかったことよるとしている。

### （3）特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等

関係者等から、特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等がみられた（5措置）。

### ア 特例措置の内容に関するもの（3措置）

#### 825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」

- ・ NPO法人では、本特例措置825は特例措置817「学校設置非営利法人による学校設置事業」の利用が前提となっているが、NPO法人による学校設置は私学助成の対象とならないため、特例措置817を利用するメリットはなく、本特例措置825も利用できないとしている。

#### 925 「日額単位を適用した施設訓練等支援事業」

- ・ 本特例措置の利用により、施設が受け取る支援費が減少することとなるが、同時に提案した定員の緩和措置が認められず、施設の経営面でのデメリットを緩和する措置が十分講じられていないことが、本特例措置利用の阻害要因の一つであるとする意見がみられた。

#### 1215 「地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業」

- ・ NPO法人等が空き家の情報提供事業等を行うことについて、地方公共団体が取引動向等一定の要件のもと、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとされたが、NPO法人等が、宅地建物取引業免許を取得しないで賃貸借の媒介を行うことは認められず、事業の効果が上がらないので、NPO法人から、免許を取得しなくても、物件貸借・譲渡契約のあっせん・仲介を行うことができるようにしてほしいとする要望がみられた。

### イ 関連する規制に関するもの（2措置）

#### 832 「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」

- ・ 大学設置の前提となる学校法人の設立認可に係る審査基準で規定されている経常経費の保有義務（校地校舎を借用する場合、開設年度から完成年度までの3年分の経常経費を保有する必要）については、大学等設置者の経済的負担が大きく、大学等の設立自体に支障となりかねないので、本特例措置を活用して大学等を設置する場合、適用除外とするか、校地及び校舎を自己保有する場合と同様、1年分の経常経費相当額の保有としてほしいとする要望がみられた。

#### 1217 「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業」

- ・ カーシェアリング事業を実施するためには、道路運送法に基づくレンタカー事業の許可のほかに、車庫法に基づく車庫証明が必要となり、車庫証明の要件については、自動車の保管場所と使用の本拠の位置との距離が2km（キロメートル）を超えてはならないとされている。

事業者等から、2km以内という距離制限の緩和や無人ステーションを使用の本拠の位置として認める条件について明確化及び緩和を希望する意見や、「無人ステーションを使用の本拠の位置とする場合の車庫証明の交付について、使用するシステムの最低限の基準を盛り込んだガイドラインが示されると、事業展開を検討する上で参考になる」とする意見がみられた。



## 2 規制の特例措置別の調査結果

## 特例措置調査結果（824）

特例措置番号		824
特例措置名		高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
特例措置の概要		校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている現行制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特区計画を実施するに当たり、36単位までの修得単位の認定を可能とする。
提案主体		千代田区【中等教育学校特区】
特例措置に係る特区の認定状況		0件
調査対象機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	千代田区
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体4、高等学校4
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在） 本特例措置に係る提案は1件（千代田区）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況 〔千代田区〕 （1）本特例措置に係る提案をした経緯 千代田区は、著しい少子化に加え、交通至便な都心に位置することから、私立中学校への進学者が多く、区立小学校から区立中学校への進学率が、平成15年度には50.6%になる等、区立中学校の生徒数の減少が続いていた。このような状況を踏まえ、同区は従来から区立中学校について学校選択制を実施しており、高等学校教育がほとんど義務教育化している状況の下、中等教育学校（中高一貫校）を設立することにより、学校選択の幅を拡げること、また、魅力ある学校づくりを通じて区民のニーズに応えることを目指して、東京都から都立九段高校の移譲を受け、区立の中等教育学校を設立することとした。 高等学校指導要領では、卒業に必要となる最低単位数は74単位とされており、卒業に必要となる単位数を具体的に何単位とするかについては、各高等学校が学校長の裁量</p>		

で設定することが可能であり、千代田区では、同区立中等教育学校の後期課程（高等学校に当たる4年次から6年次）の3年間における必要単位数を105単位（35単位×3年間）とする予定である。

同校は、国際社会の中で広く活躍できる人材を育成するために、海外校との連携を図り、生徒の留学を積極的に支援することとしている。しかし、生徒が1年間留学した場合、学校教育法施行規則第61条の2で認められている外国留学時の認定単位数（30単位）では、同校の必要単位数105単位が3年間で修得できず、卒業に更に1年を要することとなる。このため、千代田区では、外国留学時の認定単位数を現行の30単位から35単位に拡大する特例措置を提案したものである。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由

千代田区立中等教育学校の設置については、平成16年10月に、東京都教育委員会の認可を受けている。同校は、平成18年4月の開校時には、1年生に加えて、区立九段中学校の2年生及び3年生（平成17年度の九段中学校の1年生及び2年生）を編入させて、3学年でスタートするとしている。このため、千代田区では、本特例措置の利用時期は、早くとも、同校開校時における3年生が4年生になる平成19年度からであるとしている。同区では、現在、留学時の単位認定をどのようにするのかも含め、同校のカリキュラム等を検討しているところであり、具体的な時期は決まっていないが、しかるべき時期に、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行う予定であるとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、4地方公共団体及び4高等学校において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、1高等学校で利用を検討したい旨の意向がみられた。

[地方公共団体]

いずれの地方公共団体も、本特例措置を利用したい旨の意見・要望等はないとしており、その主な理由は次のとおりである。

多くの高等学校では、卒業必要単位数が合計で90単位（各年次で30単位）を超えないため、現行制度で30単位まで認定することにより、進級・卒業が可能であり、本特例措置を活用する必要がない。

また、卒業必要単位数が90単位（各年次で30単位）を超える一部の高等学校でも、高等学校指導要領で定められている卒業必要最低単位数（74単位）以上であれば、学校長の裁量で進級・卒業を認めることが可能であるため、生徒が1年間留学した場合に、その留学実績をもって当該学年を終了し、進級できるものとする、あるいは、卒業必要単位数を引き下げるなどの措置を講ずることにより、現行制度で進級・卒業できることから、本特例措置を利用する予定はない。

[高等学校]

調査した4高等学校のうち1校を除いて、本特例措置の利用の予定はないとしている。  
〔本特例措置の利用を検討したいとしている高等学校〕

〔広島県の私立高等学校〕〔留学者数：平成14年度1名、15年度1名、16年度4名〕

同校では、卒業に必要な単位数を生徒の進路に応じて 93 単位ないし 102 単位としており、2 年生の取得必要単位数を 34 単位としている。同校の生徒が 2 年生の夏から 1 年間留学し、生徒が進級扱い（3 年間で卒業）を希望する場合、現行制度の上限である 30 単位を一括認定しているが、復学した生徒は 2 年生で不足した 4 単位を 3 年生で取得しなければならず、生徒にとって負担となっている。

同校では、本特例措置を承知していなかったため、これまで本特例措置の活用を考えたことがなかったが、各年次の取得単位数を 36 単位に増やす予定もあり、今後、本特例措置の利用について、県等関係機関と協議したい。

（本特例措置の活用予定がないとしている高等学校）

（北海道の私立高等学校）〔留学実績なし〕

同校の卒業必要単位数は 109 単位（1 年生 37 単位、2 年生 36 単位、3 年生 36 単位）である。留学した生徒の単位認定については規定（「留学規定」）を定め、留學生の進級は 25 単位から 30 単位の単位認定で可能とし、また、卒業の認定は 97 単位以上で可能としているため、1 年間留学した生徒であっても 3 年間で卒業が可能である。したがって、本特例措置の利用までは考えていないが、認定可能単位数が 36 単位へ拡大されるのであれば、留学した生徒も留学規定によらない正規の卒業必要単位数の取得が可能となるので、本特例措置が全国展開されることを希望する。

（愛知県の私立高等学校）〔留学者数：例年約 10 人〕

同校の卒業必要単位数は 80 単位であり、留學生の進級・卒業は現行の 30 単位で支障のないものとなっている。また、同校では、例年約 10 人の生徒が海外に留学しているが、生徒が留学した場合、その実績をもって当該学年を終了し進級できるものとし、留学による認定単位数については、留学先のカリキュラムを勘案して設定している。

（広島県の私立高等学校）〔留学者数：例年 1 名から 2 名〕

同校の卒業必要単位数は 102 単位（各学年 34 単位）であるが、1 年間で 25 単位取得すると仮進級（進級後、補習・追試で残りの単位を取得）できることとしており、現行制度で 30 単位まで認めることができることから、留学が生徒の進級の支障にはならない。ただし、留学から帰国した生徒が単位認定を受けて 3 年間で卒業したとしても、大学受験に際し学力面で不利になるため、留学に伴う単位認定を原則として行わないこととしており、生徒側も帰国後に元の学年に復学することを納得の上、留学しているので、本特例措置を利用する必要性がない。

## 5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

（1）本特例措置に係る提案をした千代田区が、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、本特例措置の利用主体となる同区立中等教育学校は、平成 18 年 4 月の開校を予定しており、本特例措置の利用が早くても平成 19 年度からであり、現在は、千代田区が本特例措置を適用した特区計画の認定申請に向けて準備を進めている段階にあることによる。

（2）本特例措置を利用する可能性があるのは、卒業に必要な単位数が合計で 90 単位（各

年次で 30 単位) を超える高等学校に限定されるが、そのような高等学校の状況について調査した中では、今後、本特例措置を利用したいとする高等学校が 1 校みられたものの、その外は、留学する生徒に対しては、学校長の裁量で進級を認める、あるいは、卒業に必要な単位数を減らす等、現行の認定単位数 (30 単位) で進級・卒業が可能となる措置を講じており、本特例措置を利用する予定はないとしている。

## 特例措置調査結果（825）

特例措置番号		825
特例措置名		学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業
特例措置の概要		NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、その特別なニーズに対応するため当該学校の教員配置を弾力化する必要がある場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。
提案主体		①特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所【Alternative 中学・高校特区】、②特定非営利活動法人東京シューレ【NPO法人による不登校の子どものための新しい学校設置特区】
特例措置に係る特区の認定状況		0 件
調査対象機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	①特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所、②特定非営利活動法人東京シューレ
	認定申請主体	－
	ニーズ調査	地方公共団体 5、NPO 法人 4
	その他	－
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 4 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 2 件であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>本特例措置は、特例措置 817「学校設置非営利法人による学校設置事業」が適用される場合に適用が可能となるものであるが、特例措置 817 を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況 〔特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所〕</p> <p>（1）本特例措置に係る提案をした経緯</p> <p>特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所は、特例措置 817 の提案主体でもある。</p> <p>同研究所は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 2 項により、教育職員の特別免許状を高等学校を卒業しない者には授与しないとされている現行制度について、既にフリースクール等で指導実績のある者等も学歴を問わず特別免許状の授与</p>		

対象とするよう、特別免許状の授与要件の緩和について提案した。同研究所では、具体的な特区計画に基づいて提案を行ったものではなく、他の特定非営利活動法人も含めて、特定非営利活動法人が学校を設置することとなった場合、本提案の特例が必要になると考え提案を行ったものであるとしている。

一方、認められた特例措置は、1人の教諭等が複数の学年から成る学級の担任となることができるというものであり、同研究所では、提案した内容と本特例措置の内容はかなり異なったものであり、本特例措置を利用しても提案の際に実現したいと考えていたことが直接実現されるものではないが、特定非営利活動法人が学校を設置することとなった場合、本特例措置の利用価値はあるとしている。

提案内容	認められた特例措置の内容
特別免許状の授与対象を、学歴を問わず、既にフリースクール等で指導実績のある者等にも広げるよう、特別免許状の授与要件を緩和する。	特定非営利活動法人が学校を設置することとなった場合、1人の教諭等が複数の学年から成る学級の担任となることを可能とする。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請が行われていない理由等

同研究所は、特定非営利活動法人による学校設置に係る共通の問題点として、①特定非営利活動法人による学校設置は、私学助成の対象とならず、資金繰りが厳しいことが一番のネックになっていること、②特定非営利活動法人による学校設置について、具体的な計画に基づき、地方公共団体に特区の申請を働きかけても、施策に合致しない等の理由で断られるケースが多く、結局、多くの特定非営利活動法人による学校設置計画が、地方公共団体側の事情により、挫折してしまうことにより、本特例措置利用の前提となる特定非営利活動法人による学校設置が進んでいないことが挙げられるとしている。

[特定非営利活動法人 東京シューレ]

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯

特定非営利活動法人東京シューレは、特例措置 817 の提案主体でもある。

同法人は、約 20 年前から不登校児童を対象としたフリースクールを運営しており、中学生を中心に小学生から高校生までの計 200 人が在籍している。

同法人は、特別免許状の授与対象について、教員免許状を有していない者で高等学校を卒業していない者に対して特別活動に限定した特別免許状を付与することができるよう、特別免許状の授与要件の緩和について提案した。これは、同法人が運営するフリースクールのスタッフには、不登校児童の教育に長く携わっているが、教員免許を持っていない者が多く、特定非営利活動法人が学校を設置する場合、彼らを正式な教員とすることができるようにするため、提案を行ったものであるとしている。

しかし、同法人では、認められた特例措置について、提案した内容とはかけ離れたものであり、この特例措置だけでは提案した内容の実現はできないとしている。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請が行われていない理由

同法人は、東京都内で特定非営利活動法人による学校を設置することを目指してきた

が、運動場など施設に関する学校設置基準に適合する建物はほとんど見つからなかったとしている。また、小中学校の統廃合に伴う廃校があっても、当該区から、①既に廃校の利用が決まっていること、②私立の学校を設立した経験がないこと、③同法人による学校設立の準備のための人員配置や予算の配分はできないこと等を理由として、協力を得られず、結局、特定非営利活動法人による学校設立を断念したとしている。

同法人は、現在の特区制度は、地方公共団体しか特区計画の認定申請を行うことができないため、地方公共団体が、メリットが見込まれない等の理由で特区の実現に積極的でない場合、特区計画を断念せざるを得ないとしている。

なお、同法人では、現在、当初目標としていた特定非営利活動法人による学校設置を断念して、学校法人を設立して学校を設置することで検討を進めているとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、5 地方公共団体及び4 特定非営利活動法人において、本特例措置の利用予定の有無等について聴取した結果、いずれも本特例措置の活用前提となる特例措置 817 について、利用予定はないとしており、本特例措置の利用予定もみられなかった。

##### [地方公共団体]

いずれの地方公共団体も、特定非営利活動法人による学校設置に関するニーズは把握していないことから、本特例措置の利用前提となる特例措置 817 の利用予定はないとしており、主な意見は次のとおりである。

(三重県津市教育委員会)

不登校児童生徒に対する考え方の基本は、通学していた学校への復帰であり、適応指導教室を開設する等、教育委員会として不登校児童に対する対策措置を講じている。

特定非営利活動法人による学校設置については、①特例措置 817 において、特定非営利活動法人により設置された学校に経営悪化等の支障が生じた場合に、在学生の修学の継続が確保できるよう、認定申請を行う地方公共団体がセーフティネットを構築する必要があること、また、②特例措置 817 により、学校設置の認可については、認定申請を行う地方公共団体が、自ら設置する審議会等、合議制の機関に諮問して行うこととされ、審議会の設置運営が必要となること等、地方公共団体に相当の負担が伴うことが挙げられる。これらに加えて、③当該学校に通うこととなる児童は、他の市町村に居住する児童が多数含まれると予想され、住民や議会の理解を得ることが困難であるとしている。

##### [特定非営利活動法人]

いずれの特定非営利活動法人も、本特例措置の利用前提となる特例措置 817 の活用予定はないとしており、次のような意見がみられた。

(神奈川県の特定非営利活動法人)

当法人は、特例措置 817 の提案主体である。特例措置 817 の活用がない理由は、財政基盤の弱い特定非営利活動法人が学校を設置するためには、何らかの財政的援助が必要であるが、特定非営利活動法人が設置する学校は私学助成の対象とならないためである。

当法人では、特定非営利活動法人による学校設置を目指していたが、私学助成の対象



とならないことから、これを断念し、学校法人を設立して学校を設置した。

(神奈川県の特特定非営利活動法人)

当法人は、特例措置 817 の提案主体である。特特定非営利活動法人による学校設置は、私学助成の対象とならないことがネックになっている。また、学校施設について、学校設置基準が厳しいままであれば、特特定非営利活動法人による学校設置は事実上不可能であり、既存の建物を学校として利用できるよう、運動場など施設に関する学校設置基準を緩和してほしい。さらに、地方公共団体が特区の実現に向けてもっと積極的になることが、特特定非営利活動法人による学校設置実現のためには必要である。

本特例措置については、将来的に特特定非営利活動法人による学校設置を行う場合、一人の先生で複数のクラスを兼任する必要も生じると考えられるので、その際には利用することも考えたい。

(三重県の特特定非営利活動法人)

特特定非営利活動法人による学校設置は、私学助成の対象とならず、仮に、特特定非営利活動法人が学校を設置したとしても、その運営は財政的に極めて厳しいものとなる等、特例措置 817 はメリットの少ない特例措置である。また、本特例措置は、新たな特例措置を設けたというより、現行制度（小・中学校設置基準第 5 条及び第 6 条）の運用範囲を拡大したに過ぎず、特例措置の名に値しないのではないかと。

(大阪府の特特定非営利活動法人)

特特定非営利活動法人による学校設置をしたいと考えているものの、①特特定非営利活動法人による学校設置は、私学助成の対象とならないこと、②運営しているフリースクールに通う児童は不登校児童等のみではないが、特例措置 817 を利用した学校の対象児童は不登校児童や学習障害児童に限定されていること等がネックになって、本特例措置の活用は具体化していない。

## 5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

- (1) 本特例措置は、特例措置 817「学校設置非営利法人による学校設置事業」の利用を前提としているが、特例措置 817 の利用実績がないため、本特例措置の利用実績はない。平成 16 年度下半期に実施した特例措置 817 に関する調査では、この措置の利用がない主な理由について、NPO 法人は、NPO 法人設置の学校は私学助成の対象とならないからであるとしており、今回の調査でも同様の理由が挙げられた。
- (2) 本特例措置 825 の提案を行った特特定非営利活動法人は、提案内容（フリースクールでの指導実績のある者等に対する教員の特別免許状の授与要件の緩和）と本特例措置の内容は大きく異なっており、本特例措置を利用しても、提案した内容は実現できないとしている。

## 特例措置調査結果（826）

特例措置番号		826
特例措置名		高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
特例措置の概要		地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校後期課程の全日制課程において、教育上特に配慮が必要な事情があると認めて、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用し、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができることとする。
提案主体		京都府
特例措置に係る 特区の認定状況		0件
調査対象 機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	京都府
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体6、高等学校4、民間事業者1
	その他	地方公共団体1、民間事業者1
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（京都府）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特区計画の第8回認定申請における本特例措置に係る申請の状況</p> <p>北九州市は、特区計画の第8回認定申請（平成17年5月）において、本特例措置を適用した「自立と共生の教育特区」の変更申請を行った（同特区は、平成16年12月に認定されており、今回、本特例措置等を追加するため、変更申請を行っている。）。</p> <p>【自立と共生の教育特区】（北九州市）</p> <p>（1）認定申請を行った経緯</p> <p>北九州市では、教育長の私的諮問機関「教育の北九州方式検討会議」による答申「新しい時代における教育の北九州方式の在り方」（平成17年2月）において、不登校・引きこもり等の理由により、高等学校を中退する子どもたちに心のケアを重視した専門的な教育の機会を提供する「心のケアを大切にせる高等学校」の設置が提案されたことを踏まえ、特区計画の第8回認定申請において、本特例措置を利用した「自立と共生の教育特区」の変更申請を行った。</p> <p>「自立と共生の教育特区」では、北九州市内で、通信制高等学校のサポート校（通信制高等学校との連携により、単位取得に必要な学習指導、スクーリング、レポート提出</p>		

等を支援)として、従来から、不登校となった生徒の学習支援を行っていた民間事業者が母体となって学校法人を設立し、心的要因により不登校や引きこもりとなった高等学校中退者及び中学校卒業生徒を対象とした、全日制課程の高等学校「仰星学園高等学校(仮称)」を新設することとしている。

なお、北九州市では、文部科学省の調査(「平成15年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)に基づいて、市内で不登校となる生徒が毎年約300人発生するとの推計結果を得ており、同高等学校を設立することにより、これらの生徒の一部を受け入れることが可能になるとしている。

## (2) 実施しようとしている事業の状況等

仰星学園高等学校は、前期・後期の二学期制で、入学後の前期は、生徒が学校へ登校できるようにすることを最優先に臨床心理士等の専門スタッフによるカウンセリング等を通じて、生徒を徐々に学校生活に適応させることとしており、本特例措置を利用して、全日制課程の高等学校に所定の添削指導と面接指導による通信制課程の学習方式を導入することで、不登校となった生徒の心的改善に取り組むための時間を取り入れた教育課程の編成が可能になるとしている。通信制課程での学習方式終了後は、夏休み等の期間を利用して、補習授業を実施することで、全日制課程への円滑な移行を支援するとしている。

また、仰星学園高等学校では、単位認定については、通信制課程の方式により履修した科目の前期分の評価は、レポート等の報告課題に対する成果によるとしている。また、後期も引き続き開設される科目については単位認定の条件として、通信制課程の方式の授業を受けた前期終了後、後期の学習内容を全日制課程で履修した場合に認めるとしている。

本特例措置の利用に当たり、所定の添削指導と面接指導による通信制課程の学習方式を導入する予定であるが、ITを活用した授業の実施の予定はないとしている。その理由は、生徒の家庭にITを利用できる環境が整っていない場合が考えられること、また、これまでのサポート校としての経験から不登校となった生徒に対しては、教科担当やメンタルサポーターによる家庭訪問、レポート指導で対応可能であるからとしている。

なお、本特例措置での認定単位数が20単位とされていることについては、通信制課程による学習は、入学直後の前期の期間を原則とし、生徒の状況により期間の延長が必要な場合でも、20単位を上限とする方針であることから、支障はないとしている。

## (3) 要件・手続等に関する意見

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はなかった。

## 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

[京都府]

### (1) 本特例措置に係る提案をした経緯

京都府では、不登校生徒等に関する調査(「平成14年度中途退学者数等調査」)により、勉学の意欲がありながら心的要因が理由で不登校となった生徒が、各府立高校に約3人の割合で存在するとの推計が得られた。これらの生徒に対しては、従来から担任の

教師が当該生徒の家庭を訪問する等の対応を行ってきているものの、教育の機会均等の保障という考え方にに基づき、十分な対応を在籍校が行うことを目指して、提案を行ったものである。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

京都府が提案した内容は、勉学の意欲がありながら心的要因が理由で不登校となった生徒や長期入院等の生徒が、中途退学、原級留置、転学することなく、在籍校の全日制課程を卒業することを可能とするため、在籍校において、所定の添削指導と面接指導による通信制課程の方式で学習し、単位を修得することを認めるというものである。

一方、認められた特例措置は、全日制課程の高等学校で不登校状態となった生徒に対し、在籍校で、所定の添削指導と面接指導による通信制課程の方式やインターネット等の多様なメディアを利用した通信制課程の方式で学習し、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、単位修得を認めるというものである。

京都府は、認められた特例措置について、20単位という上限を設定されたことにより、例えば1年を超える不登校期間があれば3年間での卒業が困難となる等、長期にわたりがちな不登校状態の生徒に対し、実質的に効果のある対応（一定期間不登校状態でも卒業を可能する等）ができないことから、特区の認定申請は見合わせているとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、6地方公共団体、4高等学校及び1事業者において、本特例措置の活用予定の有無等について聴取した結果、いずれも活用予定はないとしている。

[地方公共団体]

いずれの地方公共団体も、本特例措置を利用したい旨の意見・要望等はないとしており、主な意見は次のとおりである。

(北海道教育委員会)

全日制課程は通学することが基本であり、IT等の活用による学習は全日制課程の趣旨になじまない。不登校となった生徒に対しては、登校できるように努力を重ねた上で、登校できない場合は、課題を提出させること等により、特例的に進級・卒業を認める措置を講じる高等学校もある。また、IT等を活用した学習機会を提供しようとしても、そのノウハウもなく容易に実施できない。

(愛知県)

不登校状態にある生徒に対する学習機会の確保については、それぞれの高等学校が生徒の個別の事情に配慮して、レポートの提出等、様々な配慮や工夫を重ねている。また、全日制課程のみの高等学校において、IT等を活用した学習機会を提供しようとする場合、それに関する設備、ノウハウの蓄積、体制の整備を行うことが前提となるが、いつ、どの程度発生するか分からない不登校生徒への対応を準備しておくことは、現実的ではない。

(滋賀県)

全日制課程は、本来、毎日通学して授業を受けることが基本であり、不登校となった生徒だけを特例扱いすることは困難である。

なお、平成 17 年度から、高等学校卒業程度認定試験が創設され、全日制課程の高等学校在籍生も受験が可能となり、合格した科目は学校長の判断により在籍している高等学校の卒業単位として認定することが可能となっていることから、本特例措置を利用しなくても、不登校となった生徒が一部の単位を取得することは可能である。

(広島県教育委員会)

通信制課程を併設していない全日制課程の高等学校で、通信制課程の教育を行おうとしても、各教科の指導方法（添削、面接等）やインターネット等を活用した教育を行うノウハウがないことから、実施は困難である。全日制課程の高等学校はあくまで通学してくることが基本であり、本特例措置による単位認定が行われると、単位認定の乱発との印象を与えかねない。また、全日制課程の高等学校は、生徒が通学することを前提として教員の体制を整備しており、不登校状態となった生徒に対し、学習指導等の個別対応を行う体制的な余力はない。

(福岡県)

全日制課程は通学することが基本であり、単位取得の手段として通信制課程を導入することは、全日制課程の趣旨になじまない。また、不登校となった生徒は、個々の学力格差が大きく、通信制課程を導入する場合、学力に応じた指導者の配置等が必要となり学校側の負担が大きい。

[高等学校等]

いずれの高等学校等も、現時点では、本特例措置を活用する予定はないとしており、その理由として、次のような意見がみられた。

(北海道の私立高等学校)

全日制課程は通学してくることが基本であり、不登校となった生徒に対して I T 等の活用による学習機会を提供しようとしても、そのノウハウもなく、少数の生徒のために教材作り等、膨大な労力をかけることはできない。また、不登校となった生徒の受け皿になる通信制課程等の高等学校は数多くあり、実際、不登校となった生徒は、これらの高等学校に転校するケースが多い。

(愛知県の私立高等学校)

I T 等の活用による学習機会を提供しようとしても、その実施に関するノウハウがなく、仮に実施した場合、教員等への負担が相当程度生じてしまう。本校では、不登校等の生徒に対して、レポートの提出を求めることで学習させる、マンツーマンで授業を行うなど工夫を重ね、学習の機会を確保している。

(広島県の私立高等学校)

全日制課程の高等学校で、通信制課程の教育を行おうとしても、通信制課程の各教科の指導方法（添削、面接等）やインターネット等を活用した教育のノウハウがない。全日制課程の高等学校は、生徒が通学することを前提として教員の体制を整備しており、

不登校状態にある生徒に対し、学習指導等、個別対応を行う体制的余力はない。

(福岡県の私立高等学校)

当校では、中学生時に不登校となった生徒に学習の機会を与えることを目的に、事前面接等を行った上で、これらの生徒の入学を認めている。しかし、どうしても登校できない生徒に対しては、別途教材を準備し自宅学習させたり、希望者にはインターネットを活用した学習教材(中学生用の自習ソフト)も併用している。通信制課程の活用は、これら自宅学習者を教室へ戻す過程での一時的措置として有効であると考えられ、県内私立高校の通信制課程との学校間連携も検討したことがあるが、①全日制課程で学習するということは学校に登校することであり、通信制課程の併用は全日制課程の趣旨に合わないこと、②通信制課程での学習になじむと、生徒にとって学校に戻る事が難しくなること等から取りやめた。

また、通信制課程の併用は全日制課程とは別に専任の教諭の配置や不登校生徒への家庭訪問・面談指導等が必要となり、学校にとっての負担が大きく、さらに、ITを活用する場合、保護者の負担増(パソコン購入、利用経費の負担等)につながる。

また、全日制課程の高等学校ではないが、特例措置 816「学校設置会社による学校設置」等を利用して、通信単位制高等学校(広域性)を設立した民間事業者は、本特例措置について次のように述べている。

(民間事業者)

本特例措置で認められている認定単位数は、20単位が上限とされているが、高等学校指導要領で定められている卒業必要単位数の74単位には及ばないので、不足する単位は登校して取得するか、留年して取得する必要がある、従来の制度と変わらないのではないかと。また、全日制課程の高等学校において、登校して学習する生徒と併せて不登校生徒への対応をすることは学校現場への負担が大きいと考えられる。

なお、本特例措置に係る提案の考え方は、全日制課程において通信制課程の学習方式で学んで卒業を可能とするものであるが、これは通信制課程と全く変わらず、全日制課程と通信制課程との区別を無視するものであり、賛成できない。

## 5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案を行った京都府は、本特例措置を利用した特区計画の認定申請を行っていない理由について、本特例措置は通信制課程の方式で修得できる単位数について20単位が上限とされており、長期にわたりがちな不登校状態の生徒に対し、実質的に効果のある対応ができないためであるとしている。
- (2) 調査した地方公共団体や高等学校のほとんどが、①全日制課程に通信制課程の学習方式を導入することは通学を基本とする全日制課程の趣旨になじまない、②全日制課程で通信制課程の教育を行うためのノウハウがなく、また、現在の全日制課程の教員に加えて個別指導のための教員の確保等の負担が大きいことを理由として、本特例措置を利用する予定はないとしている。

## 特例措置調査結果（832）

特例措置番号		832
特例措置名		インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
特例措置の概要		地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするもの
提案主体		中村八束（信州大学工学部教授）
特例措置に係る特区の認定状況		1件（長野市【長野市インターネットアカデミック特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	文部科学省
	提案主体	中村八束（信州大学工学部教授）
	認定申請主体	長野市
	ニーズ調査	地方公共団体 8、大学 5、民間事業者 1
	その他	民間団体 1
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 4 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は長野市による 1 件であり、同市は平成 16 年 12 月 8 日に本特例措置を適用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【長野市インターネットアカデミック特区】（長野市）</p> <p>（1）提案及び認定申請を行った経緯</p> <p>信州大学工学部では、同大学の中村八束教授が中心となって、平成 14 年 4 月にインターネットのみを用いて授業を行う大学院を同学部内に試行的に開設していたところ、同教授は、同大学院における経験から、社会人を中心にインターネットのみを用いて授業を行う大学院のニーズがあること、また、今後もこのようなニーズは高まることが予想されたことから、同大学院でのノウハウをいかして、新たにインターネットのみによる授業を行う大学院大学を設立することを計画した。</p> <p>現行の大学設置基準等は、通信制であっても、添削等の指導等のために校舎等を確保しなければならない（大学設置基準第 36 条第 1 項、大学院設置基準第 19 条及び第 24 条並びに第 29 条、大学通信教育設置基準第 10 条）とされており、大学等を設置するためには、校舎等を確保するため、多額の費用が必要となっている。一方、インターネットのみによる授業を行う大学等では、大学設置基準等で備えることとされる教室や研究室等の施設の大半が不要であることから、校舎等を持たずに大学等を設置することがで</p>		

きるよう、提案を行ったものである。

認められた特例措置では、通信教育を行う大学院の設置について現行の大学設置基準第36条で設置を義務付けられている施設のうち、同条第1項の学長室、会議室、事務室は従来どおりとされたものの、多くのスペースを要する同条第2項の研究室、教室、同条第3項の図書館、医務室、学生自習室、学生控室は備えなくとも、大学院を設置することができることとされた。本提案を行った中村教授は、本特例措置の内容について、インターネットのみによる授業を行う大学院の設置に当たって、特に支障はないとしている。

認定申請主体である長野市は、インターネット大学院大学の開設により、①社会人の再教育の機会拡大や生涯学習の活性化、②情報分野における高度な専門的知識を有する人材が地域産業の担い手となり、ベンチャー企業や雇用の創出等、地域経済と産業の活性化を期待して認定申請を行ったとしている。

## (2) 実施されている事業の状況等

長野市は、平成16年10月に「長野市インターネットアカデミック特区」の認定申請を行い、同年12月に特区の認定を受けている。

現在、平成18年4月の開校に向け、「旭インターネット大学院大学（仮称）」の設立準備委員会が、施設の所在地の選定等の準備を進めており、17年6月をめどに、学校法人設立認可申請及び大学院大学設置認可申請を文部科学省に行いたいとしている。

## (3) 関連する規制に関する意見等

本特例措置を利用して設立するインターネット大学院大学は、教室、研究室等の従来の大学等が持つ施設をほとんど持たないことから、設置運営のコストを抑えられることが大きなメリットであるとしている。

しかし、学校法人の設立認可の審査基準では、経営に必要な財産として、校地及び校舎が自己保有の場合は1年分の経常経費、また、校地及び校舎が借用の場合は開設年度から完成年度までの経常経費に相当する金額を設立認可申請時に保有する必要があるとされている（「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（平成15年文部科学省告示第41号））。

同準備委員会では、当初、校地及び校舎を借用する予定であったことから、開設年度から完成年度までの3年分の経常経費相当額（設立準備委員会の試算によると約2億2,000万円）を保有する必要があったが、これを用意するめどが立たなかった。このため、より少額の保有（設立準備委員会の試算によれば、約3,000万円）で済むよう、小規模な校地及び校舎を自己保有することに方針を変更し、寄附により校舎施設を保有する見通しがついたとしている。

この経常経費の保有義務について、同準備委員会では、設置者にとって大きな経済的負担であり、大学等の設立自体に支障となるおそれがあるので、本特例措置を利用してインターネットのみによる授業を行う大学等を設置する場合、適用除外とするか、校地及び校舎を自己保有する場合と同様、1年分の経常経費相当額の保有で足りるようにしてほしいとしている。



3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体等の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請を行っていない地方公共団体はない。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、8 地方公共団体、5 大学及び1 民間事業者において、本特例措置の利用予定の有無等について聴取した結果、いずれも利用予定はないとしている。

[地方公共団体]

いずれの地方公共団体も、大学等から本特例措置を利用したい旨の意見・要望等はみられないとしている。また、本特例措置の利用が少ない理由について、次のような意見がみられた。

(福岡県)

インターネット等のみを通じて講義を行う大学は、インターネット大学が開設された地方公共団体以外の在住者であっても受講することが可能であり、また、どの地方公共団体でも開設可能と思われる反面、当該地方公共団体で開設しなければならない理由が見いだせないことも一因ではないかとしている。

[大学等]

インターネットを利用した授業に取り組んでいる大学等も、現時点では、本特例措置を利用する予定はないとしており、その理由として、次のような意見がみられた。

(北海道の私立大学)

同大学では、衛星通信を利用した通信教育部があり、平成 15 年 10 月から新たにインターネットを利用した授業を行っており、自宅学習により 32 単位まで取得できる。将来、通信教育部を別大学に独立させ、インターネット等のみによる授業で卒業できるようにする場合には、本特例措置の利用も検討したいが、現時点ではその予定はないとしている。

(東京都の私立大学)

同大学は、特例措置 816「学校設置会社による学校設置」等を利用して設立された株式会社立の大学である。同大学では、通信制の講義も含め、生徒が通学してくることを前提にした講義を行うこととしており、そのために大学設置基準を満たした校舎等を既に備えていること等を理由に、本特例措置の利用予定はないとしている。

構造改革特別区域法第 12 条第 7 項では、株式会社によって設置された学校に経営悪化等の支障が生じた場合に、在学生の修学の継続が確保できるよう、認定申請を行う地方公共団体が、セーフティネットを構築する必要があるとされている。しかし、インターネット等のみを用いて講義を行う大学の設置に当たっては、地方公共団体にはあまりメリットがなく、万一の場合の責任は負わされることから、本特例措置を利用した特区計画の認定申請には、二の足を踏むのではないかとしている。また、インターネットのみを用いた講義で卒業必要単位数のすべてを取得することは難しいこと、実際にその場で講義を受けた方が、生徒の意欲や理解の度合いも良いのではないかとしている。

(神奈川県私立大学)

同大学は、インターネットを通じた講義のみでも卒業必要単位（124単位）の履修が可能である通信制大学である。

本特例措置については、①既に通信制大学の設置基準を満たした校舎等を整備していること、②同大学は、インターネットを通じた講義のみでも卒業が可能としているものの、一方で、これを前面に押し出すことで、高齢者層を学生に引き込むことができなくなるとの懸念があること、③インターネットを通じた講義は生徒の反応や理解度が分からないとして教員の賛同が得られないこと等を理由に、将来的に構想している大学院設立の場合も含め、利用予定はないとしている。

(愛知県の私立大学)

同大学の通信教育部においては、これまでインターネットを利用した履修課程を設置していなかったが、今後は、インターネットで履修可能な単位を設定する予定であり、当面は、従来型の通信教育にインターネットを組み合わせたハイブリッド型の運営を検討している。

本特例措置が利用されていない理由については、デザイン科の実習のように面接授業が必要なため、インターネット等のみを用いて講義を行うことになじまない講義があり、インターネットのみを用いて講義を行うことがなじむ分野は限定されることや学校側においてはインターネット用の教材の作成、セキュリティの確保、システムのメンテナンス等の課題が多いこと等が原因と考えられるとしている。

(福岡の私立大学)

同大学は、遠隔講義システムや e-learning システムによる自習環境の整備に取り組んでいる。

本特例措置が利用されていない理由については、インターネットを活用した大学に入学したいというニーズはあると思われるが、大学経営の視点に立てば、インターネット大学を創設した場合に、経営的に成り立つか、採算がとれるかについて全く見通しが立っていないのが実情であり、この点がネックになっているとしている。

(民間事業者)

同社は、全日制の大学において補完的に IT を利用して講義を行う際の校舎面積基準の緩和について提案を行っているが、特例措置として認められなかった。同社では、本特例措置の利用予定はないとしており、本特例措置の利用について、対面授業がないため、生徒が継続的に興味を持って学習を持続することが困難になる可能性があることや大学側は通信機器のメンテナンス体制や 24 時間ヘルプデスクの設置等といった設備・要員の確保が負担となることが懸念されるとしている。

## 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 特例措置に係る特区認定が少ない理由について、調査した大学等では、本特例措置を利用すれば、大学等を新設する場合には校舎等の施設に関する大学設置基準等を満たす

必要がないメリットはあるが、インターネット等のみを用いて授業を行う大学等は経営的に成り立つ見通しが必ずしも立たないことから利用が少ないとしている。また、既に通信制教育でインターネットでの授業を行っている大学等では、①既に設置した校舎等があること、②実習などインターネットを用いた授業に適さない授業があること、③教材の作成、システムのメンテナンス等の負担があること、④学生の学習意欲の継続が懸念されることを挙げており、本特例措置を利用する具体的な予定はないとしている。

(2) 大学設置の前提となる学校法人の設立認可に係る審査基準で規定されている経常経費の保有義務(校地校舎を借用する場合、開設年度から完成年度までの3年分の経常経費を保有する必要)については、大学等設置者の経済的負担が大きく、大学等の設立自体に支障となりかねないので、本特例措置を利用して大学等を設置する場合、適用除外とするか、校地及び校舎を自己保有する場合と同様、1年分の経常経費相当額の保有としてほしいとする要望がみられた。

## 特例措置調査結果（925）

特例措置番号		925
特例措置名		日額単位を適用した施設訓練等支援事業
特例措置の概要		<p>現行では、施設訓練等支援費は、月額単位で算定されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とするもの。</p> <p>① 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画（個別支援計画）を作成すること。</p> <p>② 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること。</p>
提案主体		滋賀県【選べる福祉サービス滋賀特区】
特例措置に係る特区の認定状況		2件（北海道【選べる福祉サービス北海道特区】、滋賀県【選べる福祉サービス滋賀特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	滋賀県
	認定申請主体	北海道、滋賀県
	ニーズ調査	地方公共団体3、社会福祉協議会3、社会福祉法人3
	その他	地方公共団体4、社会福祉法人等3
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（滋賀県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件（北海道、滋賀県）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【選べる福祉サービス北海道特区】（北海道）</p> <p>ア 認定申請を行った理由</p> <p>北海道は、住まいの場及び自己実現に向けて活動する場の整備、直接的な介助、生活支援拠点機能の確立等を通じ、地域社会における障害者の自立生活を支える仕組みを構築していくこととしている。また、平成15年度からの支援費制度の実施によって、福祉制度の仕組みが、障害のある当事者による選択と自己決定に基づく福祉サービス利用制度に変わった。</p> <p>このような中で、北海道は、施設サービスと居宅サービスの垣根を取り除き、入所施設を利用しながら居宅サービスを活用すること、種別の異なる通所施設を並行して利用することなどを可能とすることにより、サービスの選択肢を拡大し、当事者の生活実態に即した利用の実現が期待できるとして、本特例措置及び特例措置926「日額</p>		

単位を適用した知的障害者地域生活援助事業実施事業」を適用する「選べる福祉サービス北海道特区」の認定申請を行い、平成 17 年 3 月 28 日に認定を受けた。

#### イ 事業の実施状況等

市町村は、それぞれ支援費制度に係る規則を定めることとされており、本特例措置を利用して日額単位を適用した事業を実施するためには、各市町村において当該規則を改正する必要がある。北海道は、道内市町村が北海道の策定した準則に基づきそれぞれの規則を定めていることから、平成 17 年 2 月に、市町村へ本特例措置に対応した改正準則を提示することを予定していたが、支払いの仕組みが複雑になることから、準則の改正作業が遅れ、現在、17 年 6 月をめどに改正準則を提示することで作業を行っているとしている。このため、北海道では、特区計画の認定を受けているが、本特例措置を利用した事業は調査日現在実施されていない。

本特例措置については、サービスを受けようとする障害者が居住する市町村及びサービスを提供する施設の同意が必要とされており、平成 17 年 1 月の認定申請時には、道内 208 市町村のうち同意が得られた 22 市町村を特区区域の範囲とした。北海道は、特区区域の市町村について、17 年 8 月に少なくとも 16 市町村を追加し、順次拡大する方針であるとしている。

北海道は、障害者施設は、本特例措置を活用することにより入所者が他事業者のホームヘルプサービスを利用した場合、利用日数に応じて日額で計算した支援費を他事業者に支払う必要があり、当該期間分の支援費が減収となるため、同意を得にくいとしている。

### 【選べる福祉サービス滋賀特区】（滋賀県）

#### ア 提案及び認定申請を行った経緯

滋賀県は、入所施設や通所施設での生活と併せて、地域社会や家庭での生活や活動が可能となるようサービスの選択肢を拡充し、入所施設から地域生活への移行や地域社会での自立生活の実現を円滑に促進することを目的として、障害者福祉サービスを適用するための支援費支給制度に特例を設けることを提案した。

本特例措置については、施設訓練費等支援サービスは、現制度では月単位での利用とされているが、障害のある人が住まいの場（施設又は在宅等）の違いを超えて、施設サービスと在宅福祉サービスのどちらも利用できるよう日単位を適用し、両サービスを併用することを可能にするなどサービス選択の幅を拡充することを目的としたものである。

#### イ 事業の実施状況等

本特区は滋賀県全域を区域としており、同県では、本特例措置を適用した事業について、制度を開始した平成 16 年 10 月から 17 年 2 月末までの間に 17 件の利用があり、①入所施設利用者が帰省時にホームヘルプサービスや出身市町村の通所施設を利用、②通所施設利用者が日中デイサービスや日中ホームヘルプサービスを利用、③現在利用している施設とは異なる施設を利用、④在宅の障害者が日単位で通所授産施設を利用等があったとしている。

## (2) 要件・手続等に関する意見

本特例措置の適用については、利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに在宅生活を含む施設支援計画（個別支援計画）を作成することが要件とされている。

滋賀県では、このことについて、県内 33 市町村を 7 福祉区域に分け、それぞれに相談支援事業を行う障害者生活支援センターを設置するなどサービス調整等を行う体制が整備されているため、要件を満たすことが可能であったが、全国的にみると、このような制度的環境は十分整備されておらず、本特例措置を利用する際の障害になると考えられるとしている。

また、滋賀県は、下表のとおり本特例措置に関連して、日単位利用による施設利用者については施設の定員外とすることも提案したが、利用者に対するサービス提供に支障を及ぼすおそれがあること等を理由として認められなかった。同県では、このことについて、利用者にとってはサービス選択の幅が狭められ、また、施設にとっては経営面でのデメリットを緩和する措置が講じられなかったこととなるため、本特例措置を利用する上での阻害要因の一つと考えられるとしている。

提案内容	認められなかった理由
施設訓練等支援サービスを、日単位や機能サービスごとに利用可能とするため、一定範囲内で定員を超えた施設利用ができるよう取扱いを緩和する。	施設の利用定員は、一日当りの受入れ可能な最大限度の人員を定めるものである。これを超えて利用者を受け入れることは、利用人員に比してサービス提供体制が手薄になり、サービスの質の低下を招くことから認められない。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況 該当なし

### 4 地方公共団体等におけるニーズの状況

#### (1) 滋賀県内の地方公共団体等におけるニーズの状況

##### (湖南市)

施設入所者が外泊期間中に居宅支援サービスを受ける場合、入所施設が日額単位で計算された支援費の中から、そのサービスに係る支援費を居宅支援サービスの提供事業者を支払うことになり、入所施設の収入は減少する。このため、収入が少なくなる事業者の理解が不可欠であるとしている。

##### (社会福祉法人)

居宅支援サービスの時間数を多く活用することを希望する利用者が現れた場合、そのサービスの費用が、支給される支援費の日額を超えることも予想される。その際、双方の事業者においてこれを負担することについては、事業の運営上困難であり、また、利

用者の方で負担することも事実上困難であり、対応が問題となるとしている。

## (2) その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

また、今回、3 地方公共団体、3 社会福祉協議会及び3 社会福祉法人において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、各種サービスの調整を行う体制が不十分であること、施設の収入減が見込まれること、市町村及び事業者の事務負担が増加すること等のため、事業者等からの要望がないことから、いずれも本特例措置を活用する予定はないとしている。主な意見は次のとおりである。

### (都道府県)

- ① 市町村は、利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整等を行う必要があるが、県の支援等実施体制が必ずしも十分でない。
- ② 特例措置を活用することにより、施設が受け取る支援費が減少することとなり、施設の運営に支障をもたらすことになる。
- ③ 施設の定員は満たされており、入所待機者が多いため、定員内で受入れ可能な施設があるか疑問である。
- ④ 市町村及び福祉施設において、サービス調整、個別支援計画の策定、利用状況の確認、支援費請求等の事務が増大することとなる。

### (社会福祉協議会)

- ① 社会保障制度審議会等において、支援費制度を介護保険制度に組み入れることなどの検討が行われており、支援費制度自体が大きく変わる可能性がある。
- ② 日額単位を適用した施設訓練等支援サービスを実施するためには、市町村が障害者ごとに障害者支援計画を作成すること及び受入体制を整備することが必要であるが、市町村や福祉施設の現在の体制では対応が難しい。
- ③ 保護者や後見人は、施設頼みの意識が強く、地域生活移行を視野に入れた福祉サービスの選択的利用について十分なニーズが見込めない。

### (社会福祉法人)

- ① 各種サービスを提供する施設がある程度集中している地域を除き、利用できるサービスが実際には少ない。
- ② 現状では、各利用者に応じ適切なサービスを組み合わせるケアマネジメントの仕組みがなく、また、市町村や地域内の事業所等の合意も形成されていない。
- ③ 本特例措置は定員内での利用が条件とされ、定員に空きがなければ日額利用者の受入れはできず、一方、常時定員割れの状態では経営上問題がある。
- ④ 平成 15 年度の支援費制度の実施により施設側の事務負担が増加したが、日額単位の利用を導入することとなれば、個別支援計画の作成、利用日数の管理、本人負担額のチェック、事業者間の連携・調整等、更なる負担となる。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由について、関係者は、①本特例措置を適用する要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整や在宅生活を含む個人ごとの支援計画の作成を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、また、②本特例措置の利用により、施設が入所者につき月額単位で受け取っていた支援費から、入所者が他の施設を日額で利用した分が差し引かれるなど、施設の収入が減ると見込まれること、③市町村や事業者の事務負担が増加することよるとしている。
- (2) 本特例措置の利用により、施設が受け取る支援費が減少することとなるが、同時に提案した定員の緩和措置が認められず、施設の経営面でのデメリットを緩和する措置が十分講じられていないことが、本特例措置利用の阻害要因の一つであるとする意見がみられた。



## 特例措置調査結果（926）

特例措置番号		926
特例措置名		日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
特例措置の概要		<p>現行では、知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は、月額単位で算定されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とするもの。</p> <p>① 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと。</p> <p>② 月額単位で利用する利用者と日額単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にすること。</p>
提案主体		滋賀県【選べる福祉サービス滋賀特区】
特例措置に係る特区の認定状況		2件（北海道【選べる福祉サービス北海道特区】、滋賀県【選べる福祉サービス滋賀特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	滋賀県
	認定申請主体	北海道、滋賀県
	ニーズ調査	地方公共団体3、社会福祉協議会3、社会福祉法人4
	その他	地方公共団体4、社会福祉法人2
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（滋賀県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は2件（北海道、滋賀県）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【選べる福祉サービス北海道特区】（北海道）</p> <p>ア 認定申請を行った理由</p> <p>北海道は、住まいの場及び自己実現に向けて活動する場の整備、直接的な介助、生活支援拠点機能の確立等を通じ、地域社会における障害者の自立生活を支える仕組みを構築していくこととしている。また、平成15年度からの支援費制度の実施によって、福祉制度の仕組みが、障害のある当事者による選択と自己決定に基づく福祉サービス利用制度に変わった。</p> <p>しかし、知的障害者地域生活援助支援サービス（グループホーム）については、3年以内の期間を定めて提供することとされており、その間、利用者は原則として特定の事業所を継続して利用し、支援費は月額を単位として支給決定されることから、利用者の状況に応じ、短期間利用することが困難である。</p> <p>このような中で、北海道は、施設サービスと居宅サービスの垣根を取り除き、入所</p>		

施設を利用しながら居宅サービスを活用すること、種別の異なる通所施設を並行して利用することなどを可能とすることにより、サービスの選択肢を拡大し、当事者の生活実態に即した利用の実現が期待できるとして、特例措置 925「日額単位を適用した施設訓練等支援実施事業」及び本特例措置を適用する「選べる福祉サービス北海道特区」の認定申請を行い、平成 17 年 3 月 28 日に認定を受けた。

#### イ 事業の実施状況等

市町村は、それぞれ支援費制度に係る規則を定めることとされており、本特例措置を利用して日額単位を適用した事業を実施するためには、各市町村において当該規則を改正する必要がある。北海道は、道内市町村が北海道の策定した準則に基づきそれぞれの当該規則を定めていることから、平成 17 年 2 月に、市町村へ本特例措置に対応した改正準則を提示することを予定していたが、支払いの仕組みが複雑になることから、準則の改正作業が遅れ、現在、17 年 6 月をめどに改正準則を提示することで作業を行っているとしている。このため、北海道では、特区計画の認定を受けているが、本特例措置を利用した事業は調査日現在実施されていない。

本特例措置については、サービスを受けようとする障害者が居住する市町村及びサービスを提供する施設の同意が必要とされており、平成 17 年 1 月の認定申請時には、道内 208 市町村のうち同意が得られた 22 市町村を特区区域の範囲とした。北海道は、特区区域の市町村について、17 年 8 月に少なくとも 16 市町村を追加し、順次拡大する方針であるとしている。

現在、社会福祉法人が経営するグループホーム 1 施設において、建設当初からある予備室 1 室を、日単位で利用する者のための居室として、同ホームの体験的利用に備えているとしている。

### 【選べる福祉サービス滋賀特区】（滋賀県）

#### ア 提案及び認定申請を行った理由

滋賀県は、入所施設等が、地域社会や家庭での生活や活動が可能となるようサービスの選択肢を拡充し、入所施設から地域生活への移行や地域社会での自立生活の実現を円滑に促進することを目的として、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）を日額利用できるよう、特例を設けることを提案した。

#### イ 事業の実施状況等

滋賀県では、平成 16 年 10 月から 17 年 2 月末までの間に 1 件の利用（2 泊 3 日で利用）があったのみである。利用のあったグループホームでは、定員に 1 名分の余裕があったため、本特例措置のために用いているとしている。

### （2）要件・手続等に関する意見

滋賀県は、日額単位で利用があった場合、従来月額利用者の支給単価は変えずに、別途日額分を支給することを提案したが認められなかった。

同県では、現在の制度ではグループホームへの支援費は、月額利用者について一人当りの支給単価は固定ではなく、利用人数に応じて変動し、利用が増えると一人当たり支

給単価は減額される。これは、日額利用者があった場合も当該利用者を含めた利用者数に応じて同様に適用するため、日額利用者が増えると月額利用者の一人当たりの支給額は減額され、グループホームの経営面でメリットはなく、また、日額利用者の受入れのためのコストに見合う収入が見込めないことから、施設にとって受入れにインセンティブが働かないものとなっているとしている。

3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況  
該当なし

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、3 地方公共団体、3 社会福祉協議会及び4 社会福祉法人において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも活用する予定はないとしており、主な意見は次のとおりである。

(都道府県)

- ① 市町村は、利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行う必要があるが、県の支援等実施体制が必ずしも十分でない。
- ② グループホームの月額単位の利用者と日額単位の利用者の居室を別にすることとされているが、施設は長期の利用者が多く、日額の利用者を受け入れる居室の余裕が少ない。
- ③ 施設の定員の範囲内で行うことが条件とされているため、日額利用者の受入れは、定員に空きがなければできず、待機者があり定員の空きがない施設が多いことが特例措置の利用の隘路となる可能性がある。また、日額利用者のために定員を空けることとした場合、日額利用者が常時いなければ、施設の減収や収入が安定しないことが見込まれ、経営上問題である。
- ④ 市町村及び福祉施設において、サービス調整、利用状況の確認、支援費請求等の事務が増大することとなる。

(社会福祉協議会)

- ① 社会保障制度審議会等において、支援費制度を介護保険制度に組み入れることなどの検討が行われており、支援費制度自体が大きく変わる可能性がある。
- ② 保護者や後見人は、施設頼みの意識が強く、地域生活移行を視野に入れた福祉サービスの選択的利用について十分なニーズが見込めない。

(社会福祉法人)

- ① 各種サービスを提供する施設がある程度集中している地域を除き、利用できるサービスが実際には少ない。
- ② 現状では、各利用者に応じ適切なサービスを組み合わせるケアマネジメントの仕組みがなく、また、市町村や地域内の事業所等の合意も形成されていない。
- ③ 本特例措置は定員内での利用が条件とされていることから、定員に空きがなければ

日額利用者の受入はできず、一方、常時定員割れの状態では経営上問題である。

④ 平成 15 年度の支援費制度の実施により施設側の事務負担が増加したが、日額単位の利用を導入することとなれば、利用日数の管理、本人負担額のチェック、事業者間の連携・調整等、更なる負担となる。

⑤ 長期入所者が多く、日額利用者を受け入れる空き室がない。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない理由について、関係者は、①本特例措置を適用する要件として、月単位での利用者と日単位での利用者の居室をあらかじめ別にする必要があるが、居室に余裕が少なく難しいこと、②要件である、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うための地方公共団体の体制が十分整備されていない地域が多いとみられること、③日額利用者を受け入れた場合、施設ではコストに見合った収入が見込まれないこと、④市町村や事業者の事務負担が増加することによるとしている。

## 特例措置調査結果（1130）

特例措置番号		1130
特例措置名		オートレース小規模場外車券発売施設事業
特例措置の概要		<p>地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項（窓口の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること等）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、小型自動車競走法第6条の2第2項に基づき当該施設の設置を許可する。</p>
提案主体		群馬県伊勢崎市【オートレース発売窓口特区】
特例措置に係る特区の認定状況		0件
調査対象機関	規制所管省庁	経済産業省
	提案主体	伊勢崎市
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体6、民間事業者1
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）  本特例措置に係る提案は1件（伊勢崎市）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等  該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況  〔伊勢崎市〕  （1）本特例措置に係る提案を行った理由  伊勢崎市のオートレース事業は、長引く景気の低迷やレジャーの多様化等の要因により入場者数及び売上金額が減少し、平成12年度以降単年度収支が赤字となり、15年度には累積赤字額が16億円を超えている。こうした状況を打破するため、売上額増加の一方策として、市庁舎内にオートレース勝車投票券の自動発売機を1台設置し、車券の発売を行うことを提案した。</p>		

同市では、提案によりオートレース場に行くことなく勝車投票券が購入でき、利用者へのサービス向上が図られるとともに、新規ファンの開拓及び売上額の向上が期待できるとしていた。

(2) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行っていない理由

伊勢崎市では、オートレース事業の厳しい状況を受けて、平成 16 年 6 月、伊勢崎オートレース事業について総点検を行い今後の収支の改善策等、経営再建について検討することを目的に有識者 8 名から成る「伊勢崎市オートレース経営再建審議会」を設置し、17 年 2 月に次の提言があった。

① 小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 17 条に基づく日本小型自動車振興会への交付金の延納特例の適用を申請し、平成 17 年度からの 3 年間の期限を設け、計画的に収支改善を実施し、短期での収支均衡を果たしていくとともに、特例適用期間が切れる 19 年度末までに交付金の猶予をすることなしに実質的に単年度黒字が達成できるよう最大限の努力をすべきである。

② 特例期間の終了後、経営基盤の強化が図られず、赤字体質が改善されなかった場合は、速やかにオートレース事業を廃止すること。

同市では、この提言を受けて、日本小型自動車振興会への交付金の延納特例の適用を申請し、平成 17 年 4 月に認められている。

伊勢崎市はオートレース事業の経営改善が行われる中で、本特例措置を活用した事業を進めることができず、また、実施のめども立っていないとしている。

同市では、平成 17 年 1 月に周辺 3 町村との合併による新「伊勢崎市」となったこともあり、今後、地域住民への配慮など様々な課題の解決を図りながら認定申請の環境整備を進めていきたいとしているが、認定申請の具体的な予定はないとしている。

なお、提案内容と認められた特例措置とは、全く同じではないが、特区計画の認定申請に支障を与えているということはないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、伊勢崎市を除く全国のオートレース施行者 7 地方公共団体のうち 6 地方公共団体及び場外車券発売場の設置を計画している 1 民間事業者において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも活用する予定はないとしており、主な意見は次のとおりである。

(埼玉県川口市)

川口市が施行するオートレース事業は、平成 3 年度が売上額及び入場者数のピーク（車券売上額 581 億円、入場者 110 万人）であり、同年度は、一般会計へ 65 億円の繰入れがあった。しかし、その後売上額等は減少し、平成 15 年度は、売上額 180 億円、入場者数 65 万人、一般会計への繰入額 6 億円となっている。

川口市では、現在のオートレース事業の収支は、同市が所有するオートレース場を使用してオートレースを行っている埼玉県からの施設使用料収入により黒字となっている状況であり、オートレース事業のみでの黒字は難しいとしている。

川口市では、本特例措置を活用するとした場合、設置する機械が 1 台約 500 万円、他にシステムエンジニアや警備員等が必要であるが、5 窓口以内の施設では、売上額がそ

れほど見込めず、採算がとれないと考えられることから、特例措置を活用することは考えていないとしている。

(千葉県)

千葉県が施行するオートレース事業は、平成2年度が売上額及び単年度収支の直近のピーク（売上額404億円、単年度収支19億円の黒字）であったが、10年度からは単年度収支が赤字になり、15年度は単年度で3億円の赤字、累積で16億円の赤字となった。

このため、平成15年度にオートレース事業についての包括外部監査（県が外部委託した公認会計士等による監査）が行われ、千葉県として今後選択できる方策として、①現行スキームの下での赤字脱却は困難であり、早期に事業から撤退する、②今後も事業を存続させるのであれば、単年度収支の黒字化を条件とする二方策が示された。

このような状況の中、同県では本特例措置で実現する施設は小規模であり、必要な設備投資等に見合う収益が得られ、採算がとれるかどうか分からないことから、本特例措置を利用する予定はないとしている。

(千葉県船橋市)

船橋市が施行するオートレース事業については、赤字が続いたことから、平成15年3月に、小型自動車競走法第17条に基づく日本小型自動車振興会への交付金の延納特例の適用が認められている。同市では、収支改善のためには経営努力が必要であるが、小規模場外車券発売施設を設置しても売上げが大きく増加するとも考えられず、本特例措置を利用する考えはないとしている。

(静岡県浜松市)

浜松市のオートレース事業は、平成7年度以降、売上額が減少しており、15年度の事業収支は約2億7千万円の赤字となっている。同市では、事業の存続について検討するため、平成17年4月に民間有識者7人で構成される「浜松市オートレース事業検討委員会」を設置し、17年中に同委員会から市長に答申が行われる予定である。

このような中で、新たな投資を必要とする場外車券販売施設の設置については考えておらず、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(山口県山陽小野田市)

山陽小野田市では、施行するオートレース事業の収支が著しく悪化したため、小型自動車競走法第17条に基づき、小型自動車振興会への交付金の延納特例を受けることとし、平成16年度に認められ、17年度からは事業改善計画に基づき事業を行うこととしている。

同市では、オートレースの場外車券売場の設置や運営に関するノウハウがないこと、場外車券場の設置に係る地域住民の同意が得にくいことから、本特例措置を活用する予定はないとしている。

(福岡県飯塚市)

飯塚市では、本場及び場外合わせて年間302日間の十分な開催日程を確保するなどにより、平成17年度から収益向上対策に取り組んでいるところであり、また、近隣に競輪（勝山町）及びボートレース（颯田町）の場外発売場が設置されており、新たにオートレースの場外車券売場を設置するための需要は見込まれないとしている。このため、市内に場外車券売場の設置申請を行うメリットはなく、また、これまでオートレース事業を行ったことがない福岡県や飯塚市以外の県内市町村が本特例措置を利用すること

は考えられないとしている。

(民間事業者)

現在、オートレースと競輪の複合場外車券発売施設(約 70 窓口)を計画していることから、本特例措置を活用して小規模の場外車券発売施設の設置をする予定はない。将来、小規模な施設について経営が成り立つ条件のものがあれば、本特例措置の活用についても検討したいとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案を行った伊勢崎市が本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、オートレース事業の経営悪化が進み、経営改善が求められている中で事業を進めることが難しいことによると考えられる。
- (2) 本特例措置に係る特区認定がない理由について、伊勢崎市を除く全国のオートレース施行者 7 地方公共団体のうち、調査した 6 団体では、多くのオートレース事業で経営が悪化し、事業の見直しが行われている中で、新たな投資を必要とする施設の設置は財政的に難しく、また、設置の投資に見合う収入が得られるのか分からないためとしている。



## 特例措置調査結果（1205(1214)）

特 例 措 置 番 号	1205(1214)
特 例 措 置 名	重量物輸送効率化事業
特 例 措 置 の 概 要	<p>1 車両総重量に係る特殊車両通行許可限度の緩和</p> <p>運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、道路管理者は、次の条件を満たす場合、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める値を超えて許可する。</p> <p>① 橋・高架の道路等を含まない経路を通行する。</p> <p>② 軸重（車軸1軸当たりにかかる荷重）が車両制限令に定める一般的制限値である10t（トン）（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5t）を超えない。</p> <p>③ 道路を適切に管理するための措置が、道路管理者との協定の締結等により、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される。</p> <p>2 車両総重量に係る道路運送車両の保安基準の緩和</p> <p>上記の許可を受けることが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各地方運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に適用してきた車両総重量に係る保安基準緩和の特例を、これに限らず適用する。</p> <p>特例措置1205(1214)は、第1次提案に基づいて認められた特例措置1205について、第3次提案に基づいて認められた、上記1における条件②の「駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5t」の部分が特例措置1214として追加されたものである。</p> <p>(注)1 車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、車両制限令に定める一般的制限値（幅・高さ・長さ・重量等）のいずれかを超える「特殊な車両」が道路を通行するためには、各道路管理者による特殊車両通行許可を取得する必要がある。また、総重量が保安基準の制限値（セミトレーラ等について最大28t、トラクタを除くトレーラ重量と積載重量の総和）を超える車両については、別途、各運輸局長による基準緩和の認定を受ける必要がある。</p> <p>2 エアサスペンションを装着する車両の軸重が10tから11.5tに増加した場合、動的軸重の最大値は軸重10tのリーフサスペンション（板バネ）の車両と同程度であることが確認されているものの、舗装の疲労に対しては約1.75倍に及ぶとの試算もあり、橋梁等を通行経路に含まない場合であっても当該規制を直ちに緩和することは困難であるが、舗装の維持・修繕や舗装構造の強化等に係る費用負担などの「道路を適切に管理するための措置」が特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される場合には、当該特区内での緩和を実施することとされたも</p>

		のである。
提 案 主 体		名古屋港管理組合【名古屋港産業ハブ特区】
特例措置に係る 特区の認定状況		1件（宮崎県日向市【ひゅうが環境・リサイクル・国際物流特区】）
調 査 対 象 機 関	規制所管省庁	国土交通省
	提 案 主 体	名古屋港管理組合(1214部分のみ)
	認定申請主体	日向市
	ニ ー ズ 調 査	地方公共団体 2 事業者団体 2
	そ の 他	民間事業者 2

### 調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 4 月末現在）
 

特例措置の追加部分（1214）に係る提案は名古屋港管理組合による 1 件であり、追加後の本特例措置 1205(1214)重量物輸送効率化事業を適用した特区計画の認定件数は 1 件（日向市）である。

また、平成 15 年 4 月、1214 を追加前の 1205 の提案主体である石狩湾新港管理組合が追加前の特例措置 1205 を適用した特区計画の認定を受けている。

なお、特例措置 1205 については、平成 16 年度上半期の総務省行政評価局の調査対象とされ、調査結果を本部評価委員会に報告している。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 

【ひゅうが環境・リサイクル・国際物流特区】（日向市）

  - (1) 実施される事業の内容等
    - ア 認定申請を行った経緯等
 

宮崎県日向市にある重要港湾細島港の背後に位置する細島臨海工業地域に立地する企業の多くは、原材料の調達や製品の出荷において海運を利用することで物流コストの削減を図っている。しかし、大量の貨物を低コストで海上輸送しても、岸壁と工場等の荷主施設や保管施設間の陸上輸送は、10t 車（一般的に自動車検査証に記載される車両総重量が 20t 又は 25t）などのトラックでピストン輸送を行わなければならない、臨海工業地域に立地する経済的メリットが得にくい要因となっていた。

このため、日向市は、特例措置 1205(1214)の活用を通じて物流の効率化等を図ることにより、既存の立地企業の端末輸送コストの削減のみならず、未利用地が残る日向市細島臨海工業地域に環境・リサイクル産業の集積を促進し、将来的にはアジアを視野に入れたリサイクル拠点の形成により、資源循環型経済社会の構築に資することを目的として平成 16 年 10 月、特区計画の認定申請を行い、同年 12 月に認定された。

日向市では、関係事業者から要望を聴取した上で認定申請を行っているが、特例措置 1205 のみの利用を予定したものであり、1205 に追加された 1214 部分（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては車両制限令に定める一般的制限値 10t を 11.5t に緩和）の利用を予定したものではないとしている。
    - イ 事業の実施状況等
 

平成 16 年 12 月の特区計画認定後、平成 17 年 3 月に道路管理者との協定の締結を

経て、平成 17 年 4 月 1 日から特例措置 1205(1214)を活用する事業が実施されている。このため、調査日（平成 17 年 4 月 26 日）現在、事業の実績はないが、事業実施主体の運送事業者では、本特例措置を利用した事業を次のとおり行う予定であるとしている。

なお、特例措置 1214（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては車両制限令に定める一般的制限値 10t を 11.5t に緩和）については、借入車両がエアサスペンションを装着していないため、事業実施当初の活用は予定していないとしている。

事業実施主体： 港湾運送事業者 2 社

使用車両： 50t 積載可能な連結車両（当面、関連会社からの借入れ）

積荷： 輸入外材（ニュージーランド松）

輸送経路： 公共岸壁から県道、市道を経由して保管場所までの約 2 キロメートル

輸送頻度： 1 事業者につき年 3 回～4 回の輸入。輸入 1 回当たり 120 往復ないし 140 往復程度。

特例措置の利用により、輸入 1 回当たりの所用処理日数は、ある事業者の場合、これまでの 30t 積載可能な車両を用いて 14 日だったのが、50t 積載可能な車両を用いて 10 日に短縮される効果があると見込まれている。

また、事業実施主体の事業者は、将来的には、ニュージーランド松だけではなく大型コンクリート材等、他の積荷の陸上運送業務においても特例措置の需要があるとしている。

特例措置 1205(1214)の利用が少ないことについて、日向市では、港の後背地に工業団地等があり、橋梁等を通過せずに輸送が可能な地域が限られているためではないかとしており、ある事業者は次の理由が考えられるとしている。

① 港湾区域内で重量物を輸送している多くの場合、道路法等の適用を受けないプライベートパス（停泊所）内での輸送となっている。

② 重量物輸送に係る恒常的な需要がないため、特例措置ではなく、道路法等に基づく個別許可を受けている。

他方の事業者は、重量物輸送の需要が少ないことや設備投資して間もないことなどから、車両の買い替えやエアサスペンションの装着等の設備投資の時期が到来していないことが考えられるとしている。

## （2）要件・手続等に関する意見

日向市は、特例措置に係る要件・手続について特段の支障を感じていないとしている。

## 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

〔名古屋港管理組合〕

### （1）本特例措置を提案した経緯等

道路運送車両の保安基準により、セミトレーラの車両総重量は最大 28t（トラクタ重

量を除くトレーラ重量と積載重量の総和)までとされており、この基準を超える分割不可能な貨物については、各地方運輸局長が個別に基準緩和の認定を与えた車両によって輸送されている。これまで、基準緩和の認定を受けたセミトレーラは、複数個の分割可能な貨物を同時に積載して輸送するバラ積み輸送が認められていなかった。しかし、平成14年10月の規制緩和により、分割不可能な貨物の輸送に限られていた基準緩和の認定を受けたセミトレーラについて、基準車両総重量の範囲内(最大28t)において、分割可能な貨物のバラ積み輸送が可能となった。これに伴い、自動車検査証に分割可能な貨物を輸送する場合の基準車両総重量等の明記が義務付けられたことにより、分割可能な貨物の輸送車両で総重量28tを超える車両については、警察による道路交通法に基づく過積載の取締りの対象となった。

これについて、事業者から名古屋港管理組合に積載条件の緩和を求める要望が複数あり、同組合は、平成15年6月の第3次提案募集において、重量物輸送効率化事業に係る次の提案を行ったものである。

① 軸重の緩和について

軸重の値により車両総重量・積載重量がほぼ決まることから、従前の規制値が10tであったものを、エアサスペンションを装着する車両にあつては、先行して軸重が11.5tに規制緩和されている国際海上コンテナ積載トレーラと同様に、11.5tに緩和する。

② 橋等これらに類する構造の道路等の通行緩和

現在、長さ40フィートの国際海上コンテナを積載したセミトレーラにおいて認められている総重量44tを上限とし、更に経路を限定して分割可能な貨物を積載する車両の橋・高架等の通行を可能にする。

①の提案は特例措置1214として認められ、②の提案については特例措置としては認められなかったが、全国的な規制緩和措置が講じられた((2)参照)。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由等

名古屋港管理組合は、提案当初、上記①及び②の併用を想定していたが、橋等これらに類する構造の道路等の通行緩和は認められなかったため、主に鋼材関係取扱事業者が集積する埠頭の範囲内での輸送の効率化を図ることを目的に、軸重の緩和に係る特区認定申請を行うこととし、実施主体となる予定の事業者(1社)と準備を進めていた。

しかし、平成15年10月、車両総重量規制の全国的な規制緩和が行われ、特殊車両通行許可においては分割可能な貨物を積載する特殊車両の許可限度重量が連結車両総重量44t(トラクタ重量、セミトレーラ重量、積載重量の総和)に、保安基準においてはセミトレーラの車両総重量が36t(トラクタ重量を除くセミトレーラ重量と積載重量の総和)に引き上げられ、その範囲内であれば、徐行等の条件を付して、分割可能な貨物の輸送が橋等の通行を含め可能とされた。

これを受けて、名古屋港管理組合は、実施主体の事業者と協議したところ、事業者では、この規制緩和によって、特例措置1205(1214)の利用で想定していた積載量と大差のない積載量が輸送可能となり、本特例措置を利用するメリットがほとんどなくなり、利用を取り止めたいとしたことから、名古屋港管理組合は特区の認定申請を取り止めることとしたとしている。

#### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、2 地方公共団体等及び 2 事業者団体において、特例措置 1205(1214)の活用予定の有無について聴取した結果、次のとおり、事業者から要望がないことから活用予定はないとしている。

(石狩湾新港管理組合)

石狩湾新港管理組合は、平成 14 年 8 月に、車両総重量の許可限度及び保安基準に関する特例措置 1205 を提案し、15 年 4 月に特区計画の認定を受けている。しかし、新たに追加された特例措置 1214 については、現在、特例措置 1205 を利用した事業を行っている事業者が保有している車両はエアサスペンションを装着していないなどニーズが寄せられておらず、認定申請を行う予定はないとしている。

(社団法人北海道トラック協会)

石狩湾新港管理組合が特区の認定を受けた際に、札幌地区トラック協会会員事業者に対し、説明会を開催している(会員 16 社参加)が、同説明会以降、事業者から特例措置適用の要望がなく、その理由としては、特区の適用エリア内で輸送が完結しない場合が多いこと、また、エアサスペンションを装着するなどの設備投資を行っても、それに見合うメリットがないと考えられるとしている。

(広島県)

広島県では、これまで、運送事業者、社団法人広島県トラック協会等から、本特例措置を活用したい旨の要望等が出されたことはなく、重量物輸送効率化事業の活用方策について検討したことがないとしている。また、本特例措置の要件の一つとして、橋、高架等を含まない経路を通行することとされており、広島市内は河川が多いことから、橋を通行しないで港から工業地域等まで重量物を輸送するルートを設定することは困難であるとしている。

(社団法人広島県トラック協会)

事業者等から、同協会に対し、本特例措置を活用したい旨の要望等が出されたことはないとしている。

#### 5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 特例措置(1214)を提案した名古屋港管理組合が本特例措置 1205(1214)を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由は、平成 15 年 10 月に全国的な規制緩和が行われ、特殊車両通行許可において連結車両総重量 44t(トラクタ重量、セミトレーラ重量、積載重量の総和)、保安基準においてセミトレーラ総重量 36t(トラクタ重量を除くセミトレーラ重量と積載重量の総和)までは分割可能貨物の輸送が橋等の通行を含め可能となったことにより、実施主体の事業者が、本特例措置の利用で想定していた積載量と大差のない積載量の輸送が可能となり、本特例措置を利用するメリットがほとんどなくなったことから、名古屋港管理組合に特区計画の認定申請の中止を求めたためである。

(2) 特例措置 1205(1214)に係る特区認定が少ない理由について、関係者は、①本特例措

置では、橋等これらに類する構造の道路の通行が認められていないため輸送経路が限定されること、②平成15年10月の規制緩和により、特例措置を利用するメリットが減少したこと、③重量物輸送の需要が少ないため、エアサスペンションの装着や大型車両の購入等の設備投資とタイミングが合致しない、また、設備投資に見合うメリットが見込まれないことによるとしている。

## 特例措置調査結果（1215）

特例措置番号		1215
特例措置名		地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業
特例措置の概要		NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとして取り扱う。
提案主体		兵庫県・加美町・八千代町・青垣町【多自然居住促進特区】
特例措置に係る特区の認定状況		3件（①新潟県十日町市・上越市【越後里山活性化特区】、②兵庫県・加美町・八千代町・丹波市【多自然居住促進特区】、③広島県竹原市【瀬戸内に輝く竹原自然・まちなみ再生特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	国土交通省
	提案主体	兵庫県、丹波市
	認定申請主体	上越市、竹原市
	ニーズ調査	地方公共団体 5
	その他	NPO法人 4
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（兵庫県・加美町・八千代町・青垣町）であり、本特例措置を利用した特区計画の認定件数は、3件（①新潟県十日町市・上越市、②兵庫県・加美町・八千代町・丹波市、③広島県竹原市）となっている。</p> <p>（注）兵庫県青垣町については、平成16年11月、同町を含む周辺5町が合併し、丹波市が新設された。</p>		
<p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【多自然居住促進特区】（兵庫県・加美町・八千代町・丹波市）</p> <p>ア 提案及び認定申請を行った経緯</p> <p>兵庫県が本特例措置に係る提案を行った背景には、過疎化・少子高齢化等の問題を抱える地域においては宅地建物取引業者による空き家の仲介営業が行われておらず、空き家を活用したI J Uターンの促進による地域活性化を目指す市町では、市町自らが空き家あっせん等の業務を行っているが（注）、行政による対応には限界があるという実情があった。</p> <p>（注）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第78条の規定により、地方公共団体には同法の規定が適用されない。</p> <p>このため、兵庫県では、都市住民等への転貸を目的に市町が賃借した戸建ての空き</p>		

家について、宅地建物取引業免許を持たないNPO等非営利活動団体が市町を代理して都市住民等への賃貸借のあっせん・仲介を行うことを宅地建物取引業法の適用除外とすることを提案した。

兵庫県の提案に対し、所管の国土交通省では、宅地建物取引業の免許を有しない者が宅地建物取引業に該当する宅地建物の賃貸借契約の媒介を行うことは、消費者保護の観点から認められないとした。そこで、NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとする本特例措置が認められた。

提案内容	認められた特例措置の内容
<p>空き家所有者から転貸目的で借り受けた市町を代理して、NPO等非営利団体が、市町と都市住民等との空き家の賃貸借契約のあっせん・仲介を行う。</p>	<p>NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が、取引動向等一定の要件のもと、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとする。</p>

#### イ 事業の実施状況

本特区は平成16年6月に、認定を受け、丹波市青垣町において、1NPO法人が平成16年12月から空き家情報の提供を行っているが、17年4月までの実績は、空き家情報1件の提供のみである。同法人では、地域には空き家が多数あるが、多くは持ち主が週末や、盆、正月、墓参時期に使用するとして賃貸を望まないとしている。

#### 【越後里山活性化特区】(十日町市・上越市)

##### ア 認定申請を行った経緯

本特区は、恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた地域資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全活用する産業連携」に農家などが共に取り組むことによって、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住の促進を図り、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指すものである。

本特区は、平成15年4月に認定されている「東頸城農業特区」について、区域の範囲の追加、3特例措置の追加等の変更を申請し、平成16年12月に認定を受けたものである。

上越市では、過疎化・高齢化の急速な進展と担い手不足による農地の耕作放棄と遊休化の拡大は、地域の存続が危ぶまれるほど深刻な状況であり、また、合併前の東頸



城郡6町村の区域内には農家や古民家の空き家が91戸あり、今後増加することが見込まれていた。このため、地域の維持保全や活性化を図る上で、その利活用による新規規定住と新規就農を図ることが地域存続への課題であるとして、本特例措置を活用する特区計画の認定申請を行ったものであるとしている。

#### イ 事業の実施状況

事業実施主体の自治体内にある2NPO法人のうち1NPO法人が、平成17年2月、東京都渋谷区にある新潟県のアンテナショップに空き家情報1件を掲載したチラシを配置(100部)したのみである。

また、空き家の賃借・転貸については行われておらず、これについて、上越市では、資金が乏しいNPO法人では実施に踏み切れないとしており、NPO法人では、空き家期間の管理経費について、資金の確保が壁になっているとしている。

上越市では、一挙に本特例措置を活用した定住は困難であるため、農作業体験を通じるなどして徐々に定住促進を図りたい、当面、NPO法人が情報発信を行うことを推進し、賃借・転貸については、時間をかけて調査・検討を行いたいとしている。

### 【瀬戸内に輝く竹原自然・まちなみ再生特区】(竹原市)

#### ア 認定申請を行った経緯

竹原市本町地区は、昭和57年12月、国の伝統的建造物群保存地区(町並み保存地区)に指定され、竹原市では、その町並みを保存するとともに、観光資源の柱として、各種整備を行ってきた。しかし、同地区では、より生活利便性の高い周辺地域への転居者が増え、急激な人口減少が生じ、空き家の増加が顕著となっている。伝統的建造物が空き家化することにより、建物の劣化が懸念されるため、伝統的建造物に居住することによって、その維持・管理を行うことが重要であり、新たな空き家対策を実施することが課題となっていた。

このため、同市では、①この町並み保存地区における空き家対策として、NPO法人等による空き家情報提供等を行うとともに、②瀬戸内海国立公園における自然環境をいかしたイベント等を実施することにより、町並み保存地区における空き家の解消及び催し等の充実を図りながら、定住人口の増加及び地域資源を活用したツーリズムによる活性化に取り組むこととし、本特例措置等を活用した特区計画の認定申請を行い、平成17年3月に認定を受けたものである。

#### イ 事業の実施状況

事業実施主体の自治体内にあるNPO法人では、本特区計画の認定(平成17年3月)後、国の伝統的建造物群保存地区内の空き家1戸を賃借したが、改修が必要であるため転貸は行っていない。

同法人では、地区内に約30戸の空き家があることを把握しているが、下水道が整備されておらず、また、いずれも大規模な改修が必要な状態であり、現在のところ、居住できるものはないことから、空き家情報の提供は行っていないとしている。

## (2) 要件・手続等に関する意見等

兵庫県丹波市のNPO法人は、本特例措置により、NPO法人等が情報提供事業を行うことを市が推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとされたが、NPO法人等が、宅地建物取引業免許を取得しないで賃貸借の媒介を行うことは認められていないため、物件貸借・譲渡契約のあっせん・仲介を行うことができず、事業の効果は薄いとし、NPO法人等が貸し手と借り手の双方からの仲介要請に対応できるよう、NPO法人等が、免許を取得しなくても物件の仲介を行えるようにしてほしいとしている。

### 3 提案を行ったのみで認定申請を行っていない地方公共団体の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで特区の認定申請を行っていない地方公共団体はない。

### 4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、5地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、いずれも活用予定はみられず、主な意見等は次のとおりである。

#### (北海道千歳市)

千歳市では、同市駒里地域における今後の後継者不足等による離農に歯止めをかけるため、平成15年度に「農村再生特区」の認定を受け、新規就農者の参入を促進するため、同地域内の一定規模の農地を区画割して販売しており、これまでに8人が同地域内に農地を購入し、本年から営農する予定である。

同市では、これらの者は、同市近郊に居住する者が多く、空き家紹介等の要望はないとしている。また、当該地域内には、廃屋は散見されるものの、空き家として入居できる物件がない。このため、これまで本特例措置について検討したことはなく、空き家情報提供の特例措置について特区申請する予定はないとしている。

#### (石川県羽咋市)

羽咋市では、平成16年1月から「空き農家・農地情報バンク」制度を設け、特例措置1006「農地権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」を活用した「羽咋のとっても簡単就農特区」において、空き農家・農地の地権者と借受け（購入）希望者との仲介を行っているが、次の理由から、NPO法人等に実施させるのではなく同市が自ら行うことが適当であると考えている。本特例措置については、空き家のあっせん・仲介はできないこと、また、上記制度により情報提供が既に行われていることから活用する予定はないとしている。

① 「羽咋のとっても簡単就農特区」は、空き家農家への定住、耕作放棄地の農地への復旧を目的としており、「空き農家・農地情報バンク」制度においても、その趣旨に賛同しない者の入居を認めない方針であり、市が自ら制度の趣旨を入居希望者に説明するとともに、入居希望者の目的・意欲等について確認する必要がある。

② 定住者の受入れについては、受入集落全体の同意・理解が重要であることから、市が集落構成員に制度の説明や入居希望者の様子等を説明している。市自らがこのよう

な活動を行うことにより、受入側の信頼を得ることができる。

(広島県)

広島県内の市町村の中には、本特例措置によらず現行制度により、定住促進対策等地域活性化策の一環として、空き家バンク制度等を設け、自ら地域における空き家情報の提供等を行っているところがあり、本特例措置と同程度の政策効果を得ていると考えられるとしている。

また、現在、同県内には、グリーンツーリズム、農村体験学習等地方公共団体の政策目的に基づいて、地域における空き家情報の提供等を行うNPO法人等は、特区計画の事業実施主体である竹原市のNPO法人以外にみられない。

このため、同県内においては、竹原市の他には、本特例措置を利用するニーズはみられないとしている。

(福岡県)

福岡県では、本特例措置について、平成16年3月に関係通達が発せられて以降、市町村やNPO法人等からの問い合わせ等は一切なく、利用する予定はないとしている。

(福岡県黒木町)

福岡県黒木町では、転出者の増加に伴い空き家が相当数みられることから、町外住民からの問い合わせに答えるとともに定住促進につなげるため、平成12年度以降2年ごとに、空き家情報を収集し、その結果をホームページ等で提供しており、本特例措置を活用する予定はないとしている。

また、本特例措置の利用が低調な原因としては、次のことが考えられるとしている。

- ① 空き家があっても、所有者が賃貸等を嫌うこと、賃貸等を希望しても空き家の保存状態が悪く賃貸等に向けての改修等が困難なこと、都市住民が求めるインフラの未整備等のため、賃貸できる空き家が限られる。
- ② 対象となる空き家は、まとまった件数がなければ、NPO法人等が空き家を賃借・転貸する場合、手数料収入では賃借料等の経費を負担できるか疑問である。
- ③ 同町は、空き家情報の提供を行っているが、賃借・転貸については、借主と貸主の間のトラブルに巻き込まれることを避けるため、行っておらず、本特例措置の下でも、NPO法人等が賃借・転貸を行う場合には同様の懸念があるため、取り組む意欲のあるNPO法人等は限られる。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る特区認定が少ない理由について、NPO法人では、NPO法人等が空き家の賃貸情報提供等を行うことについて、地方公共団体が取引動向等一定の要件のもと、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとされたが、NPO法人等が、宅地建物取引業免許を取得しないで空き家の賃貸借のあっせん・仲介を行うことは認められず、事業の効果が上がらないとしている。また、NPO法人等が賃貸事業を行うためには、事業資金が必要であるが資金力に乏しく実施が難しいとしている。

(2) NPO法人等が空き家の情報提供事業等を行うことについて、地方公共団体が取引動向等一定の要件のもと、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がないものとされたが、NPO法人等が、宅地建物取引業免許を取得しないで賃貸借の媒介を行うことは認められておらず事業の効果が上がらないので、NPO法人から、免許を取得しなくても、物件貸借・譲渡契約のあっせん・仲介を行うことができるようにしてほしいとする要望がみられた。

## 特例措置調査結果（1217）

特例措置番号		1217
特例措置名		環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業
特例措置の概要		地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第 80 条第 2 項に基づく自家用自動車の有償貸渡しの許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT 等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うこととするもの。
提案主体		オリックス自動車株式会社【環境に優しいカーライフ特区】
特例措置に係る特区の認定状況		3 件（①札幌市【風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区】、②広島県【環境にやさしいカーシェアリング広島特区】、③北九州市【市民力が創る「環境首都」北九州特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	国土交通省
	提案主体	オリックス自動車株式会社
	認定申請主体	札幌市、広島県、北九州市
	ニーズ調査	地方公共団体 6、民間事業者・団体 7
	その他	民間事業者 3
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 4 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案はオリックス自動車株式会社による 1 件であり、本特例措置を適用した特区計画の認定は 3 件（札幌市、広島県、北九州市）である。</p> <p>なお、本特例措置については、特区計画の第 8 次認定申請（平成 17 年 5 月）において、2 件（①自動車環境戦略推進特区（愛知県）、②環境にやさしい都市・カーシェアリング特区（福岡市））の申請が行われた。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>IT システムを利用した無人での車両貸渡しによるカーシェアリング事業については、本特例措置を利用しない場合でも、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 2 項に基づく自家用自動車の有償貸渡しの許可が行われている。</p> <p>同法に基づく許可申請に対する処理方針（「貸渡人を使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年 6 月 13 日付け自旅第 138 号））においては、車両の貸渡し状況・整備状況の把握、貸渡証の交付・携行指示、運転免許証の確認等の許可の際に付する条件について規定されている。これらの条件は、無人の事務所に</p>		

において貸渡しを行うことを明確に禁止する規定ではないが、有人の事務所における対面による貸渡しを前提に規定されている。

新しい事業形態であるカーシェアリング事業については、国土交通省では、環境面に与える影響や経済効果等の観点から普及を図る必要があるとの認識から、事業者における効果等を検証する実証実験として実施される場合に限り、無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を行っている。ただし、カーシェアリング事業者の中には、許可に際し1年の期限が付され、継続して事業を行う場合に、許可の更新が求められている例がみられた。

一方、本特例措置を利用した場合、①許可が速やかに行われる（標準処理期間が1か月から2週間に短縮される。）、②許可に有効期限を付されることがなくなるなどの利点がある。

#### 【風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区】（札幌市）

##### ア 認定を受けた特区計画の概要等

札幌市は、平成16年8月に、当該特区計画の事業実施主体である民間事業者の親会社から特区申請の要請を受け、17年1月、「風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区」の認定申請を行い、同年3月28日に認定を受けている。

当該特区計画は、札幌市内全域においてカーシェアリング事業を実施することにより、低公害車の利用による環境面への配慮、自動車の過剰な利用の抑制による交通環境の改善、地域の商店街等を核として実施することによる地域コミュニティの活性化、IT産業の新しい活用の中と雇用の創出による地域経済の活性化など総合的なまちづくりを推進することを目的としている。

事業実施主体は、札幌市に特区申請の要請を行った理由について、特区の認定を受けることにより、同実施主体が実施するカーシェアリング事業が「お墨付き」を得ることとなり、事業範囲を拡大する場合も関係行政機関との協議に手間を要しなくなると考えたためとしている。また、本特区の申請・認定により、同実施主体のカーシェアリング事業が市民にPRされたとしている。

##### イ 事業の実施状況等

同実施主体は、札幌市白石区内の無人ステーション2か所に車両各1台を配置し、カーシェアリング事業を行っている。平成17年4月現在の会員数は15人であり、同実施主体では、会員数600人を目標に、今年度中に無人ステーション及び配置車両数の増加を計画している。

#### 【環境にやさしいカーシェアリング広島特区】（広島県）

##### ア 認定を受けた特区計画の概要等

広島県は、平成16年9月に、レンタカー事業者による特区申請の要請を受け、同年10月、「環境にやさしいカーシェアリング広島特区」の認定申請を行い、同年12月8日に認定を受けている。

当該特区計画は、集合住宅やオフィスビル等に設置した無人ステーションに低公害車を需要に見合った台数だけ配備するカーシェアリング事業の実施により、低公害車・エコドライブの普及・促進を図るとともに、自動車の共同利用による渋滞緩和、

駐車場問題の解消を目的とするものである。

#### イ 事業の実施状況等

事業実施主体は、広島市西区の無人ステーション1か所に車両3台を配置し、カーシェアリング事業を行っている。平成17年4月現在の会員数は30人であり、同実施主体では、会員数6,000人を目標とし、2年後までに広島県内の都市部に無人ステーション80か所を整備することを計画している。

### 【市民力が創る「環境首都」北九州特区】（北九州市）

#### ア 認定を受けた特区計画の概要等

北九州市は、平成16年10月に、「市民力が創る「環境首都」北九州特区」の認定申請を行い、同年12月8日に認定を受けている。

同市は、産業、都市構造、地域コミュニティ等すべてのまちづくりに、環境を機軸とした取組を導入することとし、全市民が参加する環境ムーブメント運動「世界の環境首都づくり」を進めている。この一環として、カーシェアリング事業を実施し、これにより、自動車の共同利用による省資源、二酸化炭素排出量の削減、駐車場スペースの減少による緑化スペース等の拡大、利用者の経済的負担の軽減、環境コミュニティビジネス創造等の実現を図ることとしている。

同市では、本特例措置を利用することにより、車両の貸渡しを無人で行うことが速やかに可能となり、小規模で利用者のニーズに沿ったサービスを行うことが可能となるとしている。

#### イ 事業の実施状況等

事業実施主体は、北九州市八幡東区の無人ステーション1か所に車両2台を配置し、カーシェアリング事業を行っており、平成17年3月現在の会員数は16社84人である。

### 3 提案を行ったのみで認定申請をしていない提案主体の状況

オリックス自動車株式会社は、マンション入居者向けのカーシェアリング事業の計画を進める中で、国土交通省に無人貸渡しシステムについて相談を行った際に担当者から特区制度についての紹介があり、将来の事業展開における活用に備える目的で提案したものであり、具体的な事業計画での利用を予定していたものではないとしている。

なお、同社は、平成16年3月以降、無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を受け、千葉県及び東京都内の3か所のマンションの駐車場に無人ステーションを設置し、それぞれのマンション入居者を対象としたカーシェアリング事業を実施している。

同社では、現在実施しているマンション入居者を対象としたカーシェアリング事業については、本特例措置を利用せずに、無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を受けることができたため、マンションが所在する地方公共団体に対し、特区計画の認定申請について働きかけを行っていないとしている。

オリックス自動車株式会社が提案した特例措置の内容と認められた特例措置の内容は下表のとおりである。

提案内容	認められた特例措置の内容
<p>○包括的許可制度の導入</p> <p>車両ごとの審査から事業者ごとの審査に変更することにより、包括的許可制度を導入すること。</p>	<p>平成16年4月28日付で道路運送法施行規則及びレンタカー基本通達が改正され、全国的な規制緩和が図られた。</p>
<p>○無人貸渡しシステムの実施</p> <p>現行の事務所での貸渡し行為と同等のIT等を活用したシステムを設置することで、事務所の位置付けと認めることとし、自家用自動車の有償貸渡しの許可について、無人貸渡の実態を踏まえた弾力的な運用を図る。</p>	<p>IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じた場合、速やかに許可する。(本特例措置1217)</p>
<p>○車庫法上の特例</p> <p>IT等を活用したシステムを設置した無人事務所を車庫法の運用により使用の本拠地として認めること。</p>	<p>現行制度においても所轄の警察署長の判断により可能とされていることから、規制の特例措置に盛り込まれていない。</p>

オリックス自動車は、車庫法上の特例については、無人ステーションを広範囲に設置する場合に、車庫法の規制が支障になると考えたため提案したものであり、特例措置に盛り込まれていないことについて、現在のところ支障はないとしている。

#### 4 特例措置の内容及び関連する規制に関する意見等

(交通エコロジー・モビリティ財団)

交通エコロジー・モビリティ財団は、関連情報の収集・提供などカーシェアリングの普及促進のための活動を行っており、本特例措置を適用したカーシェアリング事業について、次の意見を有している。

- ① 特区制度自体の仕組みについて、i) 特区計画の認定申請を行うことができるのは地方公共団体に限られるため、特区を利用しようとする事業者は事業実施予定地の地方公共団体を説得しなければならないこと、ii) 特区計画の認定申請の受付期間が限られているため、事業計画の柔軟性が奪われることが課題であるとしている。
- ② 本特例措置の内容について、条件として「IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能と認められる場合」とされているが、具体的条件に踏み込んだ記述がなく、何をどの程度まで「把握」すればよいのが事業者を示されておらず分かりにくいとしている。
- ③ 車庫法に基づく車庫証明の要件については、自動車の保管場所と使用の本拠の位置との距離が2kmを超えてはならないとされており、使用の本拠の位置とは、原則有人の事務所等とされている。ただし、IT等を活用した車両管理システムにより、無人ステーションを有人の事務所等から2kmを超えた場所に設置し、直接的に人手により行うものと同等の水準で自動車の使用の管理等を行うことができると認められた事業者が、当該無人ステーションを使用の本拠の位置と認められている例がみられる。



カーシェアリングの普及のために、車庫証明に関しては、2 km以内という距離制限の緩和や無人ステーションを使用の本拠の位置として認める条件についての明確化及び緩和が望ましいとしている。

(事業実施主体)

自動車の使用の本拠の位置については、本特例措置を利用した特区計画の事業実施主体から、「無人ステーションを使用の本拠の位置とする場合の車庫証明の交付について、使用するシステムの最低限の基準を盛り込んだガイドラインが示されると、事業展開を検討するうえで参考になる」とする意見がみられた。

5 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、6 地方公共団体、7 団体等において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した。このうち、愛知県及び福岡市は、第8次認定申請（平成17年5月）においてそれぞれ申請を行っている。また、地方公共団体の中には、事業者から特区計画の認定申請の要請を受けたが、本特例措置を利用しなくても、実証実験として無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を受け、カーシェアリング事業を実施しているところであると説明されたため、特区計画の認定申請を行うことは考えていないとしているものや県の政策と特区計画との整合性についての検討に時間を要するとしているものなどがみられた。

(カーシェアリング実施事業者)

本事業者は、平成14年4月に実証実験として無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を受け、横浜市を中心にカーシェアリング事業を実施しているが、当該事業者に対する許可は1年ごとの更新が必要となっている。

同事業者は、毎年許可の更新が不要となることや特区の認定を受けることで宣伝効果があることから、平成16年4月以降、東京都及び神奈川県に対し特区計画の認定申請を働きかけている。これに対し、東京都は、同事業者から、本特例措置を利用しなくても、実証実験として無人での自家用自動車の有償貸渡しの許可を受け、カーシェアリング事業を実施しているところであると説明されたため、特区計画の認定申請を行うことは考えていないとしており、また、神奈川県は、都市交通に係る同県の施策全体の中におけるカーシェアリング事業の位置付けや、展開方策について検討しているところであるとしている。

6 特例措置の利用の増加が見込まれる理由等

(1) 本特例措置を利用した特区計画の認定は3件であるが、第8次認定申請（平成17年5月）において、新たに2件の申請があり、本特例措置の利用の増加が見込まれる。

なお、本特例措置に係る提案を行った事業者が本特例措置を活用していない理由は、当該提案は将来の事業展開における活用に備えたものであり、具体的な事業での活用を想定したものではなかったことによるとしている。

(2) カーシェアリング事業を実施するためには、道路運送法に基づくレンタカー事業の許可のほかに、車庫法に基づく車庫証明が必要となり、車庫証明の要件については、自動車の保管場所と使用の本拠の位置との距離が2 kmを超えてはならないとされてい

る。

事業者等から、2 km 以内という距離制限の緩和や無人ステーションを使用の本拠の位置として認める条件について明確化及び緩和を希望する意見や、「無人ステーションを使用の本拠の位置とする場合の車庫証明の交付について、使用するシステムの最低限の基準を盛り込んだガイドラインが示されると、事業展開を検討する上で参考になる」とする意見がみられた。

## 特例措置調査結果（1306）

特例措置番号		1306
特例措置名		地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業
特例措置の概要		<p>地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されているが、市町村が、その設定する特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該市町村又はその市町村から処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができることとしたもの。</p> <p>（注）溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件下で燃焼させ、その残さを冷却して固化したもの。溶融スラグとすることにより焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化することが可能</p>
提案主体		観光都市・大谷の再生委員会【地域再生文化観光特区】
特例措置に係る特区の認定状況		0件
調査対象機関	規制所管省庁	環境省
	提案主体	観光都市・大谷の再生委員会
	認定申請主体	—
	ニーズ調査	地方公共団体 2
	その他	地方公共団体 1
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年4月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（観光都市・大谷の再生委員会）であるが、本特例措置を適用した特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>該当なし</p> <p>3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない提案主体等の状況</p> <p>〔観光都市・大谷の再生委員会〕</p> <p>（1）特区構想を提案した経緯</p> <p>宇都宮市大谷町地区は、古くから大谷石の採取が盛んで、地区の地下に多くの大谷石採取場跡地が地中空間として存在し、同跡地を利用した資料館や観音像などがあり、多くの観光客が訪れていた。</p> <p>しかし、平成元年2月に同跡地で大規模な陥没事故が発生し、以来、大谷町地区内で断続的に陥没が発生したため、地区住民の不安が高まるとともに、観光客も激減した。</p> <p>このような状況の中、平成5年に、停滞した地域の再生を目指して、連合自治会、石</p>		

材業者代表、石材協同組合など地区内の様々な立場の人々が集まり、大谷創生協議会が発足し、15年10月には、同協議会で専門的な事項を検討するため、学識経験者を中心とした観光都市・大谷の再生委員会（以下「再生委員会」という。）が設置された。

再生委員会では、大谷町地区の安全対策を検討した結果、地中空間の埋立てを安全にかつ地元の経済的負担を抑えて実施するには、熔融スラグを有料で引き取り、埋立材として活用することが適当であるとの結論を得た。

しかし、熔融スラグは一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号イ（1）により、地中空間への埋立ては認められていない。

このため、大谷町地区の地中空間を熔融スラグで埋め立てる事業を実現するため、熔融スラグを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく再生利用認定制度（注）の対象廃棄物とする提案を行ったものである。

（注）環境大臣の認定を受けた者については、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、又は施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる特例

## （2）提案した特例と認められた特例措置の相違点

再生委員会の提案は、大谷町地区の地中空間の埋立事業に熔融スラグを利用することを目的とし、廃棄物処理法で地中空間への埋立てが認められていない一般廃棄物である熔融スラグについて、同法に基づく再生利用認定制度の対象廃棄物として位置付けることにより、地中空間への埋立てを可能とすることであった。

しかし、認められた特例措置では、再生利用認定制度の対象廃棄物として追加することは認められなかった。

再生委員会では、認められた特例措置は、提案とは相違しており、埋立てを実施できる地中空間が限定的となった（認定の要件が、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるもの、埋め立てる熔融スラグが金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないもの等となっている。）ものの、熔融スラグを利用した地中空間の埋立てが可能となったことにより、大谷町地区の地中空間の埋立ての実施に道が開けたものとしている。

提案内容	認められた特例措置の内容
<p>廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の対象廃棄物として熔融スラグを認めること。</p> <p>再生利用認定制度では、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理（収集・運搬若しくは処分）を業として行い、又は、当該認定に係る施設設置の許可を受けずに廃棄物の処理施設を設置できる。</p>	<p>市町村が、一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす熔融一般廃棄物（熔融スラグ）の埋立処分を行うことについて、内閣総理大臣に特区の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該市町村又は当該市町村（長）から廃棄物処理法上の一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができる。</p>

再生委員会では、当該特例措置を活用した特区が認定されれば、当初は、対象となる地中空間が限定的になるが、埋立ての実績を積み、地中空間内部の把握方法や埋立工法などについて、専門家による種々の検討を重ねることにより、将来的には、対象となる地中空間を拡大していくことも可能と考えており、早期に事業が実施できることを希望している。

(3) 本特例措置を活用した特区計画の認定申請が行われていない理由

事業者が当該事業を行う場合、一般廃棄物の熔融スラグを利用する埋立てであるため、廃棄物処理法に基づき、埋立対象地について一般廃棄物の最終処分場の許可を受けなければならない。

宇都宮市は、廃棄物処理法に定める要件のほか、市独自の「廃棄物処理に関する指導要綱」を定めて一般廃棄物最終処分場の許可に関する要件を付加しており、同要綱では、同処分場の設置許可を受けるためには、設置者が関係地域内の自治会と環境保全協定を締結することを条件としている。また、大谷町地区の地中空間は自治会区域をまたがって存在しており、地中でつながっていると推測されている。

このため、同市は、本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行うためには、特区認定後の事業の円滑な運営を図るためにも、大谷町地区の全7自治会の同意を得ることを条件としている。

しかし、再生委員会では、大谷町地区においては、過去に廃棄物の不法投棄や産業廃棄物の処分場で事故が発生しており、地域住民の廃棄物処理に関する不信感が強く、2自治会については同意が得られず、認定申請を行う見通しは立っていないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、過去に採掘された亜炭の炭坑跡が地中空間としてある2地方公共団体において、本特例措置の活用予定の有無について聴取した結果、具体的な活用予定はなかった。

(岐阜県御嵩町)

数年前、町内に多数ある亜炭鉱跡の一部で陥没事故があり、平成14年度からボーリング調査を進めている。陥没場所は、地中空間が広がっており、今後も陥没の可能性があることから、陥没したところをふさぐこととし、17年4月に専門委員会を設置して、工事方法等を検討している。現在、充填材として、キラ材（陶土の副産物の粘土混じりの微砂）、フライアッシュのほかにスラグも候補には挙がっているが、具体的な議論はこれから行われるとしている。

(注) フライアッシュとは、火力発電所で微粉炭を燃焼する際に副産される物で、混和材やフライアッシュセメントとして用いられる。

(愛知県長久手町)

長久手町では、数年前、亜炭鉱跡で陥没事故が起き、数か所の穴が開いたため、平成13年以降4か所で、充填材を使用して穴をふさぐ工事が行われた。充填材にはキラ材が使用されており、同町では、町内にある陥没箇所は、キラ材を使用してふさがれており、現在、町内には充填が必要な箇所はなく、また、熔融スラグが使用される予定もないとしている。

5 特例措置に係る特区認定がない原因・理由等

- (1) 本特例措置に係る提案を行った観光都市・大谷の再生委員会に係る特区認定が行われていない理由は、認定申請主体となり得る宇都宮市が認定申請の条件とした地域住民の同意が得られていないことによる。
- (2) 本特例措置に係る特区認定がない理由について、関係者は、①事業の実施について地域住民の理解を得ることが難しいこと、②地中空間の要件（周辺の土地が地中空間の埋立てを行う上で構造上問題がない、埋め立てた溶融スラグによる地下水汚染のおそれがない等）により、埋立て可能な地中空間が限定されたことによるとしている。